

# 中世後期・近世初期西ヨーロッパ・ドイツにおける支払決済 システムの成立\*

——アムステルダム市立為替銀行の意義——

名城邦夫

## I はじめに

われわれは、これまで西ヨーロッパ中世後期から近世初期にかけての市場経済の統合を、支払決済システムの形成過程として検討してきた。これは他面では、貨幣システムの統合過程でもあった。13世紀頃、イタリアで考案された市場技術と商人のネットワークが徐々に地中海地域からライン河を遡り低地地方に達し、さらにアルプスを超えて南ドイツを包含するようになり、最終的にはハンザ商業圏をも包含する西ヨーロッパ支払決済システムを確立することになった。このシステムは商人・銀行・会社・為替手形・預金貨幣・計算貨幣等による人的物的ネットワークを組織化した制度的機構を伴うものであり、一種の社会的インフラストラクチャーと呼べるものであった<sup>1)</sup>。

\* 本稿は名古屋学院大学総合研究所研究奨励金による成果の一部である。記して感謝の意を表したい。

- 1) 西ヨーロッパにおける市場統合過程については以下の文献を参照。A. Markus Denzel, *Kurialer Zahlungsverkehr im 13. und 14. Jahrhundert*, Stuttgart 1991; ders., "La Practica della Cambiatura" *Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert*, Stuttgart 1994; Michael North, *Das Geld und seine Geschichte Vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, München 1994; ders.(hrsg.), *Geldumlauf, Währungssysteme und Zahlungsverkehr in Nordwesteuropa 1300-*

中世後期から近世初期にかけて西ヨーロッパの各地域市場圏では、一般に貨幣高権を持たなかった商人層が、地域内の貨幣の錯綜分裂を克服する手段として貨幣価値を一定に固定した抽象的な計算貨幣を使用し、それによって価値尺度の統合を図り、他方で実体(流通)貨幣は支払手段として使用され、貨幣機能の分離を実現して行った。商人は取引の価値尺度として実体貨幣から一定自立した貨幣大系を自主的に構築し、帳簿の記帳や取引の価格標準に使用するよ

1800 *Beiträge zur Geldgeschichte der späten Hansezeit*, Köln 1989; ders.(hrsg.), *Kredit im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Europa*, Köln 1991; Eckert Schremmer (hrsg.), *Geld, Währung vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Stuttgart 1993; ders., *Wirtschaftliche und soziale Integration in historischer Sicht*, Stuttgart 1996; ders., *Wirtschafts- und Sozialgeschichte Gegenstand und Methode*, Stuttgart 1998.

名城邦夫「中世後期・近世初期西ヨーロッパにおける支払決済システムの成立—計算貨幣による市場統合—」『名古屋学院大学論集(社会科学篇)』Vol. 43 No. 1 2006年、深沢克己『国際商業』ミネルヴァ書房 2002年、フェルナン・ブローデル著浜名優美訳『地中海』第4巻 藤原書店 1999年、諸田實『フッガー家の時代』有斐閣 1998年、徳永正二郎『為替と信用』新評論 1976年、楊枝嗣郎『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会 1982年、同『近代初期イギリス金融革命』ミネルヴァ書房 2004年。

うになり、実体貨幣も含めてすべての商品はこの計算貨幣で計られ、価値尺度の統合が進められた<sup>2)</sup>。

この間の市場経済化の進展と経済中心地域の地中海地域から大西洋地域への移転とともに、通貨覇権の交代をも引き起こすことになった。それを象徴する出来事が1609年のオランダ・アムステルダム銀行の設立である。この銀行は13世紀以来の中世市場経済の延長線上にあり、ある意味ではその集大成として設立されたものである。他方で中世的信用取引の制限を克服し、利子の公認と為替手形の割引・流通を果たし、西ヨーロッパ市場経済の債権の社会化を実現し、西ヨーロッパ市場における集中的な支払決済を達成した<sup>3)</sup>。

- 
- 2) Walter Bauernfeind, *Materielle Grundstrukturen im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit Preisentwicklung und Agrarkonjunktur am Nürnberger Getreidemarkt von 1339 bis 1670*, Nürnberg 1993; Fernand Braudel, *Frank Spooner, Price in Europe from 1450 to 1750*, in: *The Cambridge Economic History of Europe*, Bd. 4. Cambridge 1967; Markus Bittmann, *Kreditwirtschaft und Finanzierungsmethoden Studien zu den wirtschaftlichen Verhältnissen des Adels im westlichen Bodenseeraum 1300-1500*, Stuttgart 1991; Hermann Kellenbenz (hrsg.), *Weltwirtschaftliche und währungspolitische Probleme seit dem Ausgang des Mittelalter*, Stuttgart 1981; Rainer Metz, *Geld, Währung und Preisentwicklung*, Frankfurt am Main 1990; Bernd Sprenger, *Das Geld der Deutschen Geldgeschichte Deutschlands von den Anfängen bis zur Gegenwart*, München 1995.
- 3) 中世後期から近世にかけての貨幣システムの発展とアムステルダム銀行の意義については Denzel, "La Practica della Cambiatura"

アムステルダム銀行による支払決済の集中は、さらに銀行貨幣による支払手段の統合と、その支払準備としての膨大な実体貨幣や貴金属の集積を招き、アムステルダムでは巨大な資本市場が現出し、利子率の低下とマーチャント・バンカーによる手形割引においてアムステルダム銀行の預かり証や市債等の貨幣代替物＝信用貨幣が使用されることになった。こうしてアムステルダム銀行の銀行貨幣による決済、西ヨーロッパの主要商人の参加による預金や貴金属の蓄積にともなう巨額の資本の集積は利子率の低下をもたらし、加えてマーチャント・バンカーによる手形引受と割引に際しての信用貨幣の使用と信用授与、それに伴う信用創造機能の発揮がみられたと考えられる。このアムステルダム銀行を頂点とするアムステルダムの信用機構は、西ヨーロッパの主要な商品・資本取引の決済に使用され近代的な金融システムとして機能することになったと言えよう<sup>4)</sup>。

このような西ヨーロッパ大の支払決済システムの成立と近代的な金融システムの樹立は、他方で神聖ローマ帝国内の市場統合や貨幣制度の統合を伴う過程でもあった。当時の支配権力たる神聖ローマ帝国は西ヨーロッパ大で進められる市場統合と貨幣システムの統合に直面し、自らの収入の確保と支配の安定を目指して、貨幣制

- 
- Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert; Hermann Kellenbenz (hrsg.), a.a.O.; Hans Pohl(hrsg.), *Europäische Bankengeschichte*, Frankfurt am Main 1993; ders(hrsg.), *Deutsche Börsengeschichte* 1992. 徳永正二郎『為替と信用』新評論 1976年、楊枝『近代初期イギリス金融革命』参照。
- 4) このようなアムステルダム為替銀行の意義については Hans Pohl(hrsg.), *Europäische Bankengeschichte*, S. 85ff. 参照。

度の統合を企図し帝国議会を開催し、帝国貨幣法を發布し貨幣の統合を図ろうとした。何度か帝国共通貨幣の創出に至ったが、即座に、貴金属を産出する貨幣領主とその他の貨幣領主の利害関係や皇帝と帝国諸侯の覇権争いの中で、実体貨幣の貨幣法からの乖離が進み、統合の努力と市場における強い分散の動きが各地域に一定の価値体系を有する貨幣システムに帰結することとなった。一定の統合が達成された実体貨幣を基盤に成立した貨幣システムを前提とし、取引上の基準として計算貨幣が発達し、最終的に銀行貨幣として現象することとなった。この銀行貨幣が近世金融システムの価値基準として機能するようになり、実体貨幣の価値や地域の物価の基準が決定されていった<sup>5)</sup>。

以上のような見通しのもとに本論ではアムステルダム為替銀行設立を到達点とする西ヨーロッパにおける支払決済システムの成立・発展過程を概観し、西ヨーロッパにおける市場統合さらには貨幣統合の特質、さらには神聖ローマ帝国地域の貨幣統合過程、とりわけフランケン地域、ニュルンベルクの貨幣統合とニュルンベルク為替銀行の設立を検討し、最後に、近代的金融システム成立におけるアムステルダム銀行の意義について考察したいと考えている。

## II 西ヨーロッパにおける中世「商業革命」の意義

### (1) デュ・ローファーの「商業革命」概念

デュ・ローファーは13世紀北イタリアにおいて「中世商業革命」が達成されたと主張している。つまり、北イタリア商人による新たな市場金融技術の登場とともに近代的市場経済システムに連なる基本的制度技術がこの時期成立したとみなしている。彼は複式簿記、為替手形、会社制度、銀行制度、高額貨幣、そしてこれらが支払決済システムとして組織的に編成された事実の中に革新の最大の意義を見出している。デュ・ローファーはこの「中世商業革命」の核心を為替手形の成立とみなし、さらにその発展過程と近代的金融制度成立とを重ね合わせて理解している。そこでまず、為替手形成立史について検討したい<sup>6)</sup>。

当時のヨーロッパでは一般に徴利が禁止されており、さらに封建時代特有の分権的混沌と交通事情などから人的物的移動が非常に困難であった。そこでカトリックの徴利禁止規定を回避し、現金を使用しない決済の方法が考案されることになった。それが信用取引による支払決済の方法であり、相殺や振替、帳簿貨幣やとりわけ為替手形による取引決済は現金を使用しない上に、徴利禁止規定を掻い潜って利子を成立

5) 近世初期神聖ローマ帝国地域の貨幣統合における帝国貨幣法の意義についてはFritz Blauch, Die wirtschaftspolitik des Reichstags im Heiligen Römischen Reich Ein Beitrag zur Problemgeschichte wirtschaftlichen Gestaltens, Stuttgart 1970, S. 14ff.; Sprenger, a.a.O., S. 103f. 参照。

6) デュ・ローファー著楊枝嗣郎訳「為替手形発達史—十四～十八世紀—(1)」および楊枝嗣郎「[資料]中世・近世の貨幣市場—課題と方法—」『佐賀大学経済論集』第19巻第1号1986年109-160ページ、同氏「R. デュ・ローヴァーの貨幣市場論と為替手形—信用貨幣と信用制度(1)—」『佐賀大学経済論集』第19巻第1号1986年27-72ページおよび大黒俊二『嘘と貪欲』名古屋大学出版会 2006年参照。

させる決定的手段であった。

12・13世紀シャンパーニュ大都市において貨幣市場が成立し、為替相場は需給関係で決定した。隊商商業の衰退と定住商業への移行からシャンパーニュ大都市は13世紀末危機に陥り、1325年に完全に衰退した。その結果、商人たちはパリ、ブリュージュ、ジュネーヴ、ロンドン、その他の都市に支店等を展開し、こうして13世紀中葉以降、為替手形は「為替を原因とする契約証書」から支払指図による支店・代理店等の関係者による業務の代行へと変化し、為替契約を表示する公正証書原本と指図書の分離が進行した<sup>7)</sup>。

この時期為替契約は公正証書形式から為替手形形式に転換を見せ、厄介な証書から横長の小さな紙片に書かれ、短い書式で作成された簡単な書翰に統一されるようになり、手形書式が画一化し法的拘束力を持つようになった。公正証書原本は別に作成され、為替手形に数枚の複製(第1号, 2号, 3号手形)が作成され、別々の飛脚で発送された<sup>8)</sup>。

中世外国為替市場では固有の貨幣を持つ各都市間の為替相場を建てる特有の関係が見られ、二都市は常に基点貨幣(確実certo)都市と従点貨幣(不確実incerto)都市の間に慣習的に固定された。その際、一般に基点貨幣が従点貨幣より常に高く推移する事実が知られている<sup>9)</sup>。

先の事情から中世為替取引では正貨による決済は行われず、銀行振替による決済が一般的であり、決済は預金・振替銀行の当座勘定取引として行われた。マーチャント・バンカーのノス

トロ(借方)勘定、ボストロ(貸方)勘定での貸借・決済がおこなわれ、国内だけでなく国際的債権債務の決済から正貨支払が排除された。こうして、中世マーチャント・バンカーの為替取引と預金・振替銀行業務を通して中世貨幣市場は機能した。

## (2) 計算貨幣の歴史的意義

中世ヨーロッパ貨幣制度の基点はカール大帝の貨幣改革にあり、銀本位制のもとフェニヒ貨のみが製造され、上位の貨幣単位は最初から計算貨幣として機能した。貨幣体系は以下の通りである。

1 カールス・銀ポンド (408g)

1 libra (Pfund) = 20 solidus (Schilling)

1 solidus = 12 Pfennig (denarius)

1 Pfennig = 1.7g

ディ・ローファーによるとその後13・14世紀に「中世商業革命」における貨幣金融の発展が見られ、先ず13世紀初めに12デナリーに値するグロッソ grossa (= solidus) が、13世紀中葉には金貨フィオーリーノ (fiorino = libra) が製造され、さらに支払信用取引手段として為替手形が使用されるようになった<sup>10)</sup>。

中世後期の貨幣制度は階層的貨幣構造と貨幣高権の極端な分裂によって規定されていた。このような階層的構造を前提に西ヨーロッパ、ドイツにおいて空間的・機能的に分断された流通圏が形成されており、さらに金銀複本位制と貨幣の多種類並存制の下で非常に複雑で困難な問題が発生した。さらに貨幣製造技術の未熟により一層混乱し、重量・品位・刻印の多様な貨幣が製造され、加えて損耗・削り取りによる錯綜した状態が支配していた。

7) 楊枝 前掲翻訳論文119ページ以下。

8) 同上論文

9) 大黒 前掲書206頁以下。

10) North, a.a.O., S. 29ff.

レインは13世紀半ばヴェネツィアでは住民の30人に1人が銀行口座を保有していたと推測している。商人の大きな口座以外に、銀行は多数の小口座や多数の商人以外の口座を扱っていたと見られ流通貨幣の混乱は商人階級に止まらず商人以外の人々にまで計算貨幣＝バンク・マネーへの選好を高めたと思われる<sup>11)</sup>。

泉谷勝美氏の中世イタリア・フィレンツェ会計帳簿の分析によると、流通金銀貨の価値バランスの喪失によって取引通貨とは異なる抽象的な計算貨幣が会計帳簿に導入された。1253年金貨フィオーリーノ・ドロが発行されたが、小額銀貨ピッコロも並行して流通した。都市当局の貨幣政策は金貨品位の維持、銀貨悪造策をとったので金銀両貨幣間の価値バランスが崩壊するに至った。1 libra = 20 soldi = 240 denariは名目的呼称となり、金銀両貨幣間の法定比率は金貨1 fior. = 銀貨240 d. から乖離し、両貨の関係は実勢相場で変動した。そこで毛織物ギルド・カリマーラ *Arte di Calimala* は1278年に銀貨市況を考慮し、取引上の比率を1 fior. = 348 d. (金銀貨比率1.45倍) とし商人の帳簿上でイン・フィオーリーノが成立することになった。その後、一層の銀貨悪造が進行する中でこのイン・フィオーリーノが実勢相場の変更後も使用されつづける現象が生じた。その結果、イン・フィオーリーノはフィレンツェの価格標準としての機能を持つようになり、計算貨幣化するようになる。こうして、金銀両貨幣を統一する価値尺度・価格標準となり、計算貨幣＝バンク・マネーとなった<sup>12)</sup>。

- 11) 楊枝嗣郎「1696年の銀貨大改鑄と抽象的計算貨幣としてのポンドーイギリス初期銀行業の貨幣制度的背景(2の下)―」『佐賀大学経済学論集』第30巻2号127頁。
- 12) 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店1980

ヘニングの主張によると銀行貨幣(バンク・マネー)は中世ヨーロッパ主要商業都市の貨幣供給の大きな構成要素を占めたと考えられている。ヴェネツィアでは預金銀行が多く地元商人や外国商人の資本の社会化を果たし、彼らの共通の出納掛の役割を担っていた。そこで使用されたバンク・マネーは卸売商業や為替手形から貸付、地代・家賃の取立、地金取引に至る民間取引に受入れられ、公的機関もこの貨幣による銀行サービスを利用した<sup>13)</sup>。

こうして都市上層部を中心に内外貨幣価値の統合を計算貨幣によって行い、それによって都市内部の債権債務の社会化の進展により地域市場価格を計算貨幣により形成しつつ、一方で日常的な商品取引に関しては通貨と計算貨幣の相場によって換算していたと考えられる。こうして一方で計算貨幣による地域間兌換貨幣の相互の相場が形成されると同時に、他方で貨幣相場の形成によって在地市場価格が形成されたと考えられる。

その当時の貨幣相場はほとんどが計算貨幣建てでおこなわれ、それによって各通貨圏の価格標準の表示がなされた。相場の建てられるネットワーク網によって各時期の市場統合の状況が示され、各地域の市場経済の質的深まりは領主地代の貨幣化率によって与えられると考えられる。さらにこの市場経済化の質的評価は利子率

年第3章参照。同様の現象はヴェネツィアにおいても生じていた。詳細は齊藤寛海『中世後期イタリア商業と都市』知泉書館 2002年105頁以下参照。

- 13) Wilhelm Hennig, Zahlungsmittel und Nichtmetallgeld im ausgehenden Mittelalter. Beitrag zur Entwicklung von Buch- und Papiergeld, in, Hermann Kellenbenz(hrsg.), a.a.O. S. 39-60.

の低下に反映されるように思われる。16世紀には市場統合は大きく進展し、ジェノヴァ貨幣大市において西ヨーロッパの過半の貨幣決済取引が行われ、50人から100人のイタリア人を中心とする商人によって大市台帳による相殺で決済された。こうして国際的決済の中核であった「支払大市」は国際的多角決済メカニズムを有する国際的金融市場の性格を持つようになり、国際的債権債務の大部分が少数のマーチャント・バンカーの手に集中された<sup>14)</sup>。

当時は国家・地域権力ごとに貨幣価値の決定がなされ、外貨との換算率が激しく変動したが、特にドイツでは600以上の貨幣高権が存在し、10前後の通貨圏に分裂していた。イタリアは都市ごとに分裂し、フランス、イギリスも複数の通貨圏を有し、分裂した市場圏から成っていた。このような中であって、取引の安定のために計算貨幣が使用されるようになり、各地域の計算貨幣の為替相場表は市場圏の価格標準を表示するものと理解された。

一般に計算貨幣体系は通貨の相場の頻繁な変更を避け、日常的な計算活動を一定の相場に固定化したものである。このように中世後期から18世紀末まで貨幣機能は分裂し、計算貨幣(Rechengeld: money of account)が計算・評価(価値尺度)機能を果たし、実体貨幣が支払ないしは蓄蔵機能を果たした。計算貨幣は地域ごとに商人の経験によって種類の貨幣単位が選択され商人・都市等の帳簿記帳に使用された。

計算貨幣体系は基本貨幣Basismünze(link-money)と基準貨幣Leitmünzeから構成され、基本貨幣は計算貨幣中の小額貨幣：ペニヒ、デナロ等が使用され、基準貨幣は計算貨幣中の高額貨幣：グルデン、エキュー、ポンド、ドゥ

カート等が使用された<sup>15)</sup>。

こうして計算貨幣の価値は貴金属等価で表現され、基準貨幣・基本貨幣の品位ないし相場によって決定された。計算貨幣の相場と実体貨幣の貴金属価値によって価値が決定されたが、進化した計算貨幣体系のもとではそれぞれの実体貨幣の貴金属価値を再現することによってしか決定することができず、実体貨幣の貴金属価値を基本貨幣によって再現するか基準貨幣によって再現するべきであるかによって論者の意見は分かれている。前者の強調するのがメッツであり、ゲルハルトである。これに対して後者、基準貨幣＝高額貨幣の価値を再現することによって計算貨幣価値を再現しようとするのがブローデルであり、バイエルンファイトである。この相違は近世市場をいかに捉えるかに起因すると考えられる<sup>16)</sup>。

以上、北イタリアにおける「中世商業革命」を契機として会計帳簿や経済資料の貨幣表示が、計算貨幣単位によって記載される習慣が成立した。このような商慣習が西ヨーロッパに広がり、中世後期から近世にかけて、実際に支払われた貨幣の記載例はまれとなり、帳簿記帳者が通貨を計算貨幣体系に換算して記載する習慣が一般的となった<sup>17)</sup>。

計算貨幣は、当時の貨幣流通圏の基準貨幣、グルデンやターラーと最小の額面銀貨、ヘラー

15) Metz, a.a.O., S. 26ff.

16) Bauernfeind, a.a.O., S. 45ff.; Metz, a.a.O., S. 31ff.; Braudel, Spooner, opcit., p. 378; Hans-Jürgen Gerhard, Frühneuzeitliche Preisgeschichte. Historische Ansätze und Methoden, in: Schremmer(hrsg), Wirtschafts- und Sozialgeschichte Gegenstand und Methode, S. 83.

17) Hennig, a.a.O., S. 49ff.

14) Braudel, Spooner, opcit., p. 378.

表1 15/16世紀ドイツにおける計算貨幣体系 Bauernfeind, a. a. O., S. 45 より転載

Regionales Rechengebiet	Anzahl der Rechen-Pfennige pro Rechen-Gulden	
Rheinisch	210	Pfg. = 1 fl
Württembergisch-Badisch	168	Pfg. = 1 fl
Würzburgisch (unterfränkisch)	168	Pfg. = 1 fl
Fränkisch (ober-u. mittelfr.)	252	Pfg. = 1 fl
Bayerisch	210	Pfg. = 1 fl
Sächsisch	252	Pfg. = 1 fl
Österreichisch	240	Pfg. = 1 fl
Oberschwäbisch	189	Pfg. = 1 fl
Oberrheinisch (Rappenmünzbund)	156	Pfg. = 1 fl
Strasbourgisch	126	Pfg. = 1 fl

(中世盛期)、プェニヒ (中世後期, 初期近世), クロイツァー (近世後期) によって表示される。16世紀の20年代までは計算貨幣体系と流通金貨グルデンの関係は安定していたので, 15世紀の第四四半期に金貨グルデンが, 固定的な計算単位として受け入れられ, ドイツ地域ではその後19世紀までその地位を維持し続けることになった。

この間, ドイツにおいては16世紀中の40年間以上にわたって, 現実の通貨から離れた抽象的な計算価値が維持された結果, 現実流通する通貨とは無関係の計算貨幣グルデンが成立することになった。こうして地域通貨圏や共通計算圏をグルデン相場によって関係付ける慣習が, 社会経済的活動を評価する際に決定的に重要となった。その指数の長期安定性が, 計算貨幣グルデンの成立根拠であり, 計算貨幣グルデンは, 今日のユーロのごとく超地域的な比較計算貨幣単位となった<sup>18)</sup>。

後に述べるようにこの時期は, 帝国貨幣法の時代と言われ, 帝国内に統一的な貨幣の導入が目指された時代であり, 一定の統一が達成されるとすぐにそれを破る動きも活発に行われた

が, このような統一への動きが安定的な計算貨幣グルデン成立の一つの要因であったと考えられている<sup>19)</sup>。

ここで, メッツによる計算貨幣概念を紹介してみたい。一般に合法的に無制限の通用力を有する支払手段が, 本位貨幣 *Währung* と呼ばれるものであるが, 貨幣単位が硬貨の形で製造され, この硬貨が無制限の法的支払能力を有する場合に本位金属貨幣 *Währungsmünz* と呼ぶ。このような貨幣制度の下においては貨幣制度安定化の基本条件は本位貨幣貴金属 (金・銀) 価値が, 名目価値とほぼ一致することにある。これに対して, 補助貨幣の名目価値は, 反対にその貴金属価値よりも高いのが一般的である。そのため, 補助貨幣は, 銀合金貨幣か純粋な銅貨として製造され, この法的支払能力は, 一定額に制限された。従って, 補助貨幣は全流通貨幣の内, 比較的少ない一定割合に限定されることになった。このような補助貨幣の概念は近代に入って成立するものであり, 近世までの複本位制の下では, 小額貨幣も額面価値通りの製造が期待され, その結果高額貨幣よりも製造費が割高となりその減価が激しかった。この小額貨幣

18) Bauernfeind, a.a.O., S. 45.

19) Ibid.

の減価によって、西ヨーロッパ貨幣の貶質という現象が生じたと考えられている。中近世貨幣問題は、金銀比価の調整を含む小額貨幣の安定的供給問題が最大の問題であった<sup>20)</sup>。

中世・近世貨幣製造においては当初、カール大帝によって導入された金衡重量プフント408gが重要であったが、中世後期以降その四分の三に当たるマルクを基準として貨幣が製造されるようになった。当時の重量単位は1Mark=8Unzen=16Lot=32Stein=64Quintel=256Richtpfennigの式であらわされるものとなり、マルク重量のうちでもケルン・マルクが最も重要となった。こうして当時の基準重量単位1マルク=233.85gから何枚の金貨ないし銀貨が製造されるかが貨幣価値の一般的決定方法となった。さらに、貨幣価値の決定には純度が重要であり、その計測には重量単位が使われ、金、銀で異なり、銀は16ロート18グレーン、金は24カラットKarat12グレーンによって表示された<sup>21)</sup>。

当初、金銀貨はどのような品位の金衡マルク重量から何枚の貨幣が製造されたかによってその名目価値が決定されたが、その後徐々に製造される貨幣の貴金属純重量の減少が生じ、それにもかかわらず以前と同じ名目価値が維持され続けることになった。その結果、かつて存在した貨幣の実質価値と現実に流通する貨幣の実質価値に乖離が生じ、かつての貨幣の名目価値が、その実質価値を表示する計算貨幣となり流通貨幣から遊離し、この計算貨幣によって流通貨幣の価値が表示されるようになる。さらに、年数が経過する中でかつての実質価値の意味な薄れ、しだいにこの貨幣単位がすべての価値

を表示するための計算単位となり、価格標準となっていく。こうして、グルデンとペニヒの一定の関係を表示した計算貨幣体系が、ドイツ地域で15世紀後半から16世紀初めにかけて成立し、それが次の世紀まで持続され、さらには18世紀まで存続した事実が知られており、流通貨幣はこれらの計算貨幣体系によって、それぞれの価値が評価されることになった。

このような計算貨幣体系の成立以前においては、各地域で経済的要因によって貨幣同盟が結成され、同盟圏内の貨幣を統制管理し、外部貨幣を統一的に評価し、商業上の障害を除去し、領主の財政収入の確保、領域内の物価の安定、さらには社会経済的安定が目指された。このような貨幣同盟の目的は15世紀中には十分実現されたが、16世紀に入って西ヨーロッパの経済活動の活発化と貴金属を所有する貨幣領主による大量の貨幣製造によって貨幣同盟を維持することが困難となり、より広域的な貨幣流通の統制が必要となった。そのような動きを背景として帝国内での統一通貨導入の機運が高まり、帝国貨幣法が公布され、それに基づく帝国共通通貨の製造が開始されることになった。こうして帝国内に観念的ではあるが統一通貨が導入されるようになり、このようにして成立したグルデン貨やターラー貨の観念的浸透を背景として、先の計算貨幣体系が成立することになったと考えられている。

このような皇帝と諸侯の妥協による帝国貨幣の製造と帝国共通貨幣基準の導入は、一方でそれまであまり重要ではなかった一般大衆による貨幣使用の動きとも呼応するものであった。16世紀に入って一般住民による貨幣使用は急激な広がりを見せ、その重要性を増し、彼らの下からの流通貨幣の統合の動きと連動する形で各経済圏の流通貨幣の統合が進められ、このような

20) Metz, a.a.O., S. 34ff.

21) Metz, a.a.O., S. 12ff.

上からと下からの貨幣統合の動きが、各地域の計算貨幣体系の成立を促すことになったと考えられている。

ところで、ゲルハルトは計算貨幣体系が地域の価格形成に及ぼす影響について次のように述べている。一般に中世後期において商人帳簿や都市その他の会計帳簿における集計や決算に使用される貨幣、ただ一種類の抽象的計算単位・計算貨幣が使用された。その計算貨幣は最初在地商人の経験によって決定されたが、その後都市や領邦の資本取引等もこの貨幣によってなされ、さらに地域価格標準として機能し始めると都市当局や領邦も参加してこの貨幣種類の変更が行われるようになった。こうして各地域の計算貨幣体系は各地域の価格標準となり領主や商人のみならず一般住民の租税負担や賃金さらには生活水準まで規定するようになり、一般民衆も参加する貨幣統合の必要が認識されるようになった。16世紀の市場経済化の進展による貨幣統合の動きは、帝国貨幣法や住民自身による貨幣の統合現象を生み出し、これらを総合するものとして各地域にグルデナーフェニヒ関係で表示する計算貨幣体系が成立したと考えられている。各地域の価格はこの計算貨幣体系を前提として評価され、帝国貨幣や流通貨幣もこの計算貨幣で評価されることになった<sup>22)</sup>。

ゲハルトは以上のような見通しを述べて近世価格史の叙述を終わっているが、われわれが以下述べるように商人たちはこのようにして形成された各国各地域の貨幣システムの計算体系を前提として、それらを彼らに必要な範囲で関係づけ彼らに必要な価値尺度の統合、さらには貨幣金融システムの統合に向かった。それが17世紀前半のオランダ・アムステルダム為替銀行

を中心とする近代的な信用システムの構築によって達成されていったと考えられる。特に、アムステルダム為替銀行は当時の国際経済秩序の中で彼らの経済や貨幣流通を前提とし、神聖ローマ帝国との関係、とりわけ北ドイツ地域との関係を基盤として、彼らの世界経済システムの価値尺度としての銀行計算貨幣システムを構築することになった。つまり、バンコ・グルデンを帝国貨幣、グルデンやターラーと関係付け、それによって世界貨幣としてのバンコ・グルデンの価値の安定を図ったと考えられる。

### Ⅲ 西ヨーロッパにおける支払決済システムの成立

#### (1) 15世紀の支払決済システム

デンツェルによると15世紀中に諸地域を統合する西ヨーロッパ大の信用取引ネットワークが形成された。これらネットワークの主要拠点をなす金融中心地は、超地域的／国際的取引金融業において中心的意義を有する場所と定義される<sup>23)</sup>。

中世から近世にかけての国際金融業研究において、手形がその中心的位置を占めると見られている。手形は商業・金融業の手段として資本と流動性を提供し、20世紀の初まで国際信用の最も重要な手段であった。手形の宛先や為替相場の記録は、ヨーロッパにおける現金を使用しない超地域的・国際金融取引に参加した地域を示している。かくして、以下では支払信用取引発展の視点から14世紀から17世紀に至るヨーロッパの市場・貨幣統合を概観したい。14、15世紀の発展に関しては図1、2に示されている。

22) Gerhard, a.a.O., S. 83.

23) Denzel, a.a.O., S. 1ff.

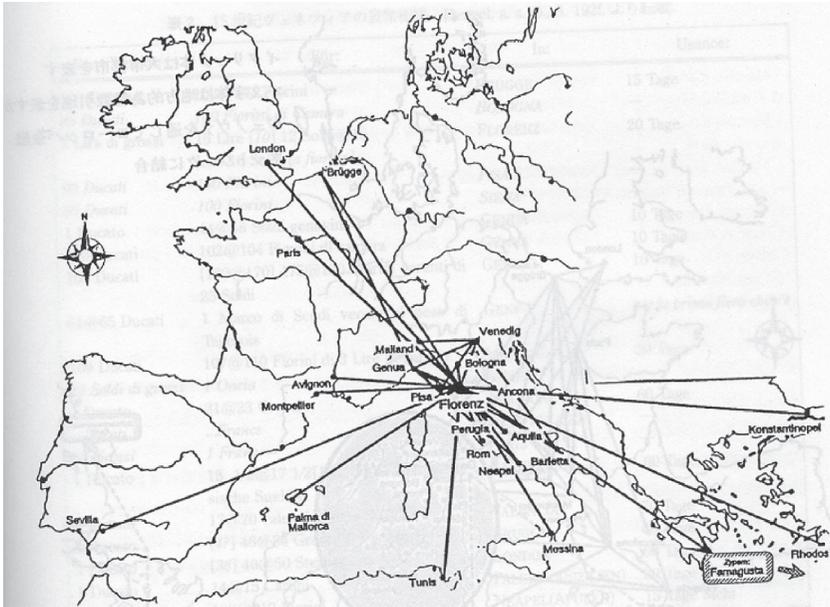


図1 1340年頃の西ヨーロッパ為替取引ネットワーク Denzel, a.a.O., S. 522 より転載

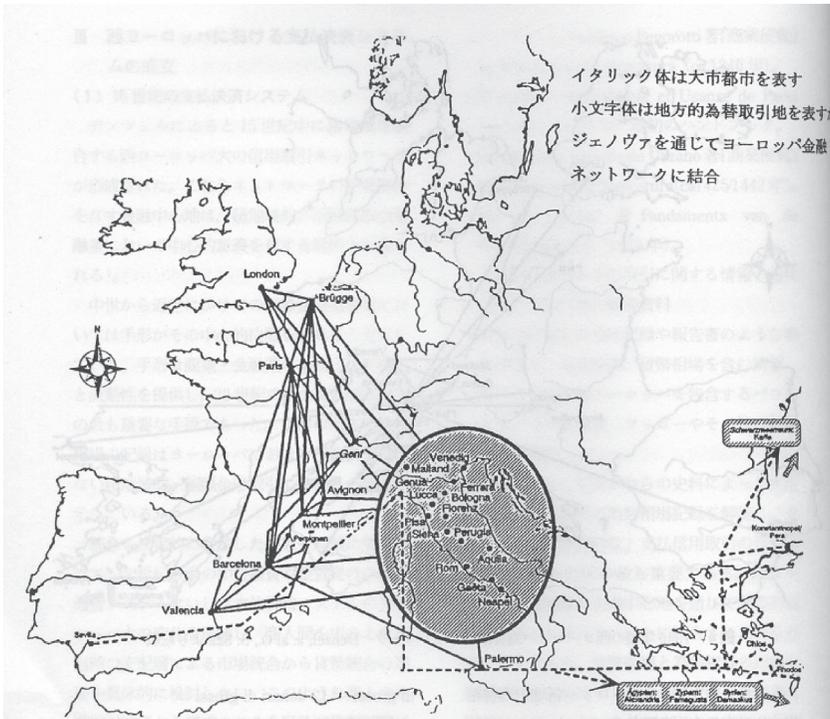


図2 1440/50年西ヨーロッパ為替取引ネットワーク Denzel, a.a.O., S. 524 より転載

表2 15世紀ヴェネツィアの貨幣相場 Denzel, a. a. O., S. 192f. より転載

Venedig gibt:	Für:	In:	Usance:
100 Ducati	102@104 Fiorini	BRUGGE	15 Tage
95 Ducati	100 Fiorini di Camera	BOLOGNA	—
1 Lira di grossi	15 Lire [10] 12 Soldi@16 Lire 10 Soldi [ <i>a fiorino</i> ]	FLORENZ	20 Tage
93 Ducati	100 Fiorini	PISA	
93 Ducati	100 Fiorini	SIENA	
1 Ducato	44@48 Soldi genovini	GENUA	10 Tage
100 Ducati	102@104 Fionini di camera	GENUA	10 Tage
100 Ducati	[160@170] 175@190 Fionini corenti di 25 Soldi	GENUA	10 Tage
61@65 Ducati	1 Marco di Scudi vecchi al peso di Tagerois	GENF	<i>per la prima fiera che O'è</i>
100 Ducati	107@110 Fiorini di 3 Lire imperiale	MAILAND	20 Tage
12 Soldi di grossi	1 Oncia	NEAPEL	—
1 Ducato	21@23 Grossi	AVIGNON	60 Tage
...Ducati	...Francs	MONTPELLIER	—
22 Grossi	1 Franc	PARIS	—
1 Ducato	15 1/2@17 1/2[16 2/3@17] barcelone sische Sueldos	BARCELONA	60 Tage
1 Ducato	17@20 valencianische Sueldos	VALENCIA	70 Tage
1 Ducato	[4?] 46@54 Groot [ <i>di Fiandra</i> ]	BRUGGE	60 Tage
1 Ducato	[38] 40@50 Sterlini	LONDON	60 Tage
1 Ducato	14@15 Carlini	PALERMO(SIZILIEN)	30 Tage Sicht
100 Ducati	108@112 Fiorini	NEAPEL(APULEN)	15 Tage Sicht
1 Ducato	10 1/2@11 Carlini	NEAPEL(APULEN)	15 Tage Sicht

ここで取り上げる商業金融活動の史料としては商人記録と商人案内、商人帳簿資料及び書簡集、商人旅行記、商人便覧のような商人関係資料が研究の基礎を与える。研究方法としてはこれらの史料によって大市ないしは商業都市の為替相場記録を解釈し、それによって国際的な支払信用取引の発展過程を再現する方法をとる。この方法によってヨーロッパ諸地域がいつどのようにして国際的支払信用システムに統合されたかが解明しうる<sup>24)</sup>。

・ヴェネツィア

フィレンツェウやジェノヴァとともに15世

紀ヨーロッパ金融取引における一大中心地であり、手形取引を通じてキリスト教ヨーロッパの重要金融中心地と関係を持っていた<sup>25)</sup>。

・ブリュージュ

14世紀から15世紀前半北西ヨーロッパにおける最も重要な金融中心地であったが、15世紀後半にはブラバント大市つまりアントウェルペン大市との競争により徐々に陰りが見え始めた。ブリュージュ在住イタリア人銀行家が大市における支払金融取引を支配しており、ブリュージュは依然としてイタリアとの金融取引の中心地であった。この時期フランス、イング

24) Denzel, a.a.O., S. 6f.

25) Denzel, a.a.O., S. 189ff.

表3 15世紀ブリュージュの為替相場 Denzel, a. a. O., S. 242 より転載

Brügge gibt:	Für:	In:	Usance:
[40@42] 47@54 Groot	1 Ducato	VENEDIG	60 Tage dato
45@54 Groot	1 Fiorino di sugello	FLORENZ	60 Tage dato
25@29 Groot	1 Fiorino di 25 Soldi	GENUA	60 Tage (dato) alla fatta ed evvi 20 giomate
24@30 Groot	1 Fiorino pitteto zu 12 Grossi	AVIGNON	30 Tage
[33] Groot	1 Franco	MONTPELLIER	40 Tage dato
[33] Groot	1 Fiorino d'oro	PARIS	10 Tage Sicht
Groot	1 Fiorino di sugello	PISA	60 Tage dato
1 Schudo zu 22 Groot	7@9 barcelon. Sueldos	BARCELONA	20 Tage vista la lettera ed è 26 giornati
1 Scudo zu 24 Groot	20@24 [22 1/2] Sterlini	LONDON	30 Tage
1 Scudo zu 22 Groot	8@10 valencian. Sueldos	VALENCLA	60 Tage
46@50 Groot	1 Scuso (66 per Marchio)	GENF	per le fiere

表4 15世紀ジュネーヴ大市の為替相場 Denzel, a. a. O., S. 230f より転載

Genf gibt:	Für:	In:	Usance:
1 Marchio d'oro di scudi vecchi	66@67 Ducati	VENEDIG	sechondo i patti; 1 Monat
1 Marchio d'oro di scudi vecchi	120@128 Fiorini zu 25 Soldi	GENUA	sechondo i patti
1 Marchio d'oro di scudi vecchi al peso di Tagerois	208@216 Lire imperiale	MAILAND	15 Tage Sicht
1 Marchio d'oro	63@66 Scudi (64 per Marchio)	MAILAND	15 Tage Sicht
1 Marchio d'oro	118@122 Fionini zu 12 Sous	AVIGNON	sechondo i patti e sono 8 giorni
1 Scudo d'oro (66 per Marchio)	44@48 Sterlini	LONDON	30 Tage
1 Scudo d'oro (66 per Marchio)	47@50 Groot	BRUGGE	30 Tage
1 Scudo d'oro (64 per Marchio)	15@18 barcelon. Sueldos	BARCELONA	sechondo i patti ed evvi 8 giorni

ランドそしてアラゴン王国地域との取引関係を維持し続けた<sup>26)</sup>。

・ジュネーヴ大市の意義

ジュネーヴ大市では商品取引、金融決済取引、国際的債権債務決済、さらには手形売買や裁定取引なども行われていた。ジュネーヴ大市は15世紀初、安定的貨幣金貨エキュール Écuを

計算貨幣として使用していたことで知られている。エキュールは大市での支払手段であり計算貨幣となり、国際的信用取引の計算貨幣となった。

当時金1マルク金衡重量 *Marcd'or* の245gから64エキュールが製造され、後に66枚に増加したが、実際に金貨が製造されていた。その後、漸次貨幣価値が低下する中で本来の金貨は流通から消滅し、貨幣単位のみが計算貨幣化し使用されるようになった。このように帳簿記載上エ

26) Denzel, a.a.O., S. 236ff.

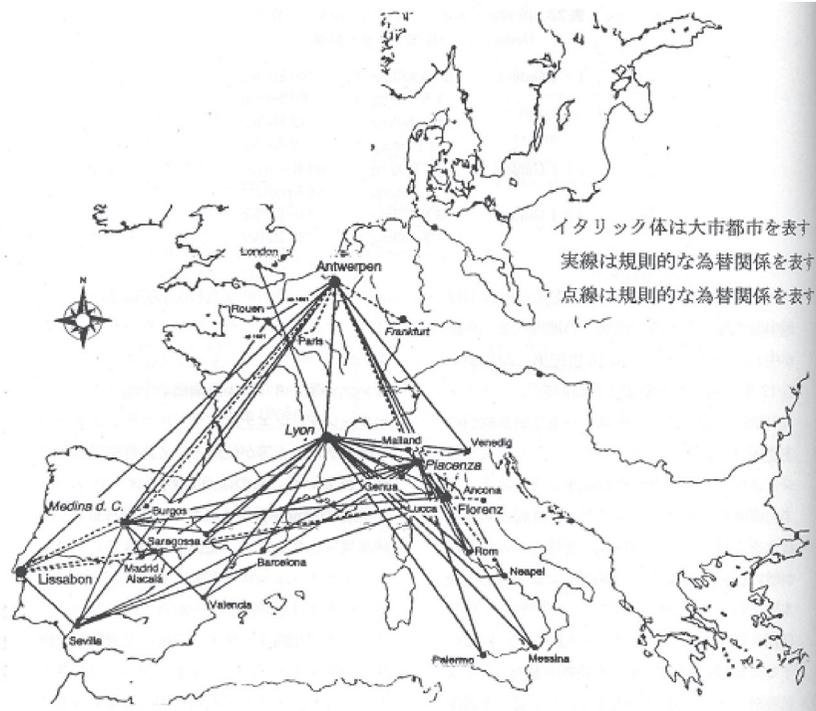


図3 1575/80年頃の西ヨーロッパ為替取引ネットワーク Denzel, a.a.O., S. 527 より転載

キューが使用され、手形業務において重要な役割を演じた。

金衡重量マルクは安定的統一的計算貨幣として使用され、国際商業及金融取引を単純化するのに貢献した。ジュネーヴにおける計算貨幣の導入はイタリア人銀行家のイニシャチヴによってなされたことは明らかであり、彼ら自身の貨幣制度上考案したものを援用したと見られている。このエキュー貨はヨーロッパ計算貨幣システムのモデルを提供することになったが、イタリア人の影響は決定的であった<sup>27)</sup>。

## (2) 16世紀の手形相場と支払金融取引

16世紀ヨーロッパ大市システムと為替相場に関しては先ず、カスティリア大市：メディナ・

デル・カンボ、メディナ・デ・リオセコそしてヴィラロンが重要である(図3参照)。

### ・カスティリア大市

15世紀初にはカスティリアには多数の大市が開催されていたが、それらが漸次一つの大市循環に統合され小都市ヴィラロン、メディア・デ・リオセコとメディナ・デル・カンボでそれぞれ年に二回の大市が開催されるようになった。それは50日間の商業大市と20日間の手形大市から成っていた。

16世紀前半はカスティリア大市の全盛期にあたり、それにはスペイン王権による特許状授与が決定的影響を与えた。地域ごとに全権を有する6ないし8人の大市為替掛が指名されたが、大市為替掛は都市ないし地域商人の代表者として、それぞれの地区の商人口座を管理し、商人の債権債務を帳簿上決済し、信用取引に

27) Denzel, a.a.O., S. 227ff.

表5 1578-1596年メディア・デル・カンポの為替相場 Denzel, a.a.O., S. 294より転載

Notierung auf:	Kastillische Wahrung:	Fur:
ANTWERPEN	1 Ducado	Groot flamisch
LISSABON	1 Ducado	Rees
LYON, ROUEN	Maravedis	1 Ecu d'or au soleil
FLORENZ	Maravedis	1 Scudo d'oro
'BISEZONE'	Ducados	100 Scudi di marche
SEVILLA, MADRID,	Ducados	100 Ducados
VALENCIA, SARAGOSSA		
SEVILLA, MADRID,	Maravedis	1 Ducado
VALENCIA, SARAGOSSA		

よる市場の拡大が図られた。彼等は常に銀行家の代表から選ばれ、彼らの帳簿は最終的に総括する大市大帳簿によって決済された。その際にはそれぞれの大市掛に対してあらかじめ決められた一定額の信用が授与されることになっていた。

大市金融市場“bancos de feria”メディア・デル・カンポに関する史料が伝えられているが、それによると大市には強い規制がなされ、大市銀行家の住居が連なるラウ通りでは大市期間中鎖で閉鎖され、一日に二度だけ通行が許され、商人に対して貨幣業務の機会が与えられ、大市台帳に記帳を許された。大市銀行家は彼らと対面して二日間だけ交互計算による当座勘定取引業務を行った。ここでは商業取引決済上の口座振替に加えて利子取得を目指す純粋な信用取引も漸次金融取引の最大部分を占めるようになっていった。

16世紀中の大市はジェノヴァ銀行家の支配が確立しており、彼らによって為替相場が決定され、さらにカスティリア大市はジェノヴァ人支配下のセヴィリアでの商業と金融に統合された。こうして、カスティリア大市はハプスブルク家の世界政策の重要な戦略的中心軸を担う

ことになった<sup>28)</sup>。

#### ・リヨン大市の意義

リヨンは16世紀初以降、フランス最大の国際支払金融大市に成長した。16世紀には4つの大市と貨幣市場が開催され、多数のイタリア人商人の参加によって信用取引が可能となった。イタリアからはフィレンツェ、ルカ、ミラノ（ロンバルディア商人）、ジェノヴァ商人が参加し、これら北イタリア出身商人はリヨン市民との婚姻を通じて市民権を取得し、不動産購入等によりリヨン社会に融合していったが、彼らはなお共同体に結集し、フィレンツェ人から代表者・頭領を任命した。その後上部ドイツ商人、スイス人、カタロニア人、ポルトガル人そしてフランドル人の参加も広く見られた。

為替手形取引はイタリアからリヨンへの国際金融業務で一般的に行われていたが、そこで使用されたりヨンの計算貨幣は以下の通りである。

金貨マルク・ドール Marc d'or (計算貨幣)  
純金245g  
金貨エキュー・デ・マルク (=1/65金貨マルク ≒ 45スー・トゥルノワ)

28) Denzel, a.a.O., S. 234ff.

表 6 16世紀リヨン大市における為替相場 Denzel, a.a.O., S. 304f. より転載

Lyon gibt:	Für:	In:	Usance:
1 Mark	62 1/6 Duc. di camera	ROM	50 Tage fatti
1 Mark	49 3/4 Cuc. de carlini	NEAPEL	2 Monate
1 Scudo	23 1/39 Carlini	PALERMO	
1 Scudo	59 Soldi	GENUA	40 Tage fatti
1 Mark	60 2/3 Ducati d'oro	VENEDIG	50 Tage fatti
1 Mark	60 2/3 Ducati d'oro	FLORENZ	50 Tage fatti
1 Mark	70 1/4 Ducati mezzi	MAILAND	1 Monat fatti
1 Mark	60 2/3 Ducati d'oro	LUCCA	
1 Mark	135 5/12 Fiorini del papa	AVIGNON	1 Monat
1 Écu	21 Sueldos 1 1/2 Dineros	BARCELONA	
1 Écu	20 Sueldos 6 Dineros	VALENCIA	
1 Écu	340 Maravedis	MEDINA DEL C.	
1 Écu	20 Sueldos	SARAGOSSA	
1 Écu	348 Maravedis	SEVILLA	
1 Écu	354 Reales	LISSABON	
1 Scudo	47 1/2 Pence Sterling	LONDON	2 Monate vista
1 Scudo	69 6/7 Groot flämisch	BRUGGE	alla fierade[i]
(Mark zu 66 Scudi)			mitti sanntti per di 20 de
1 Scudo	34 13/14 Sous	LYON	Jener
(Mark zu 66 Scudi)			

14世紀通貨エキュール *écu viel* に由来 良質の故に流通から消滅  
 エクター・ドルル・オ・ソレイユ 純金3.081g  
 1533年の貨幣改革の結果、金1マルクはそれまでの65エキュール・デ・マルクから65エキュール・ドルル・オ・ソレイユと結合することになり、純金200.25gとなった。こうしてこれまでのマルク・ドルル金貨はエキュール・オ・ソレイユに対する純然たる計算貨幣となった。その後、1541年以降銀貨スーに基づく相場決定がなされるようになり、エキュール・オ・ソレイユは45スー・トゥルノワの価値を持つようになった。その意図は金銀複本位制を導入し、実体金貨と銀貨の固定相場を計算貨幣との間に維持しようとしたものである。しかし、このような固定相場を安定的に維持することは実現不可能であった。1549年以降新世界からの銀の大量流入により、金貨エキュール・オ・ソレイユの

銀貨に対する相場が急騰し、70年代初にはエキュール・ドルル・オ・ソレイユは65スー・トゥルノワにまで上昇し、結局1577年9月の貨幣勅令では公定相場は60スー・トゥルノワに決定された。その結果、エキュール・オ・ソレイユ自体が計算貨幣化した<sup>29)</sup>。

リヨン大市はこのようにイタリア人支配下、信用取引によるシステムを確立していった。それぞれの商業大市は14日間開催され、支払金融大市は8日間開かれたが、これは徐々に自立化し、世界的意義を有する支払金融大市に発展していった。大市での信用取引は受領の信頼性、支払期日や期限ごとに手形の格付けが行われ、フィレンツェ商人の差配のもとフィレンツェ商人商館で行われた。その際、リヨン在住主要都市及び地方出身者(フィレンツェ、ルカ、

29) Denzel, a.a.O., S. 298ff.

ジェノヴァ人)の協力によって商品取引が終了する前に相場が決定された。

取引は三段階を経て行われた。第一段階は最初の2、3日間に当り、商人と銀行家がフィレンツェ商館バルコニー前で集会を開き満期手形の宣告、引受者の申告そして引受考慮期間の設定を行った。その際、商人によってノートが記載された。“X”は引受可能手形を表し、“SP”は引受拒絶“sous protet”を示し、“V”は疑わしい場合を意味した。このノートは手形引受人の側で成約した債権債務“bilan des acceptations”を表示し、ノート所有者の金融大市開催中の受取・支払金額を表示することになり、商人の間で法的価値を有した。

次に、第二段階ではフィレンツェ商館バルコニー前に集まり、頭領が次の金融大市開催期日を提案する。最初にフランス人、次にドイツ人、ミラノ人、ジェノヴァ人、最後にルカ人が態度を表明し、期日が決定される。直後に3つの大共同体(フィレンツェ、ジェノヴァ、ルカ)が大市期間中の為替相場を決定した。最後の第三段階において上記相場で金融取引が実行された。1572年までは3つの大共同体がそれぞれ独自の為替相場を使用していたが、この年フィレンツェとルカが為替相場を統一し、1604年以後ジェノヴァも合意に参加し、統一的為替相場が成立するようになった<sup>30)</sup>。

#### ・ジェノヴァ為替大市 ‘Bisenzone’

16世紀以降、常設の商品取引所や店舗による商品取引が一般化し、商品取引と決済との分離がなされ、自立した決済大市が開催されるようになり、都市・地域ごとに集中決済され、それぞれの都市・地域商人は商品・資本取引の信

用代位によって取引を集中させ、最終的に決済大市において最終的な帳尻だけが決済された。

それらも戻為替か預託(貸付)などの信用取引によって決済され、全く現金が使われることはなかった。こうして決済大市は、一種の巨大な手形交換所の機能を果たすようになった。

このような国際決済大市の最も代表的なものがジェノヴァ商人を中心に開催されたピアツェンツァ国際決済大市である。ジェノヴァ大市は開催地を移動させたが、最後に到達したピアツェンツァは大市開催地としては最適の場所であった。しかし、その後もブサンソンを意味するイタリア語の名称「ビゼンゾーネ」‘Bizenzone’が使用され続けた。ジェノヴァ大市はリオンを始めカスティリア大市やバルセロナ大市を結合する重要な為替大市であり、為替相場は基準貨幣エキュー・デゥ・マルクのモデルに倣ったエキュー・オ・ソレイユ(イタリア語でスクルド・ディ・マルシェ)によって決定された。そこではまず、西ヨーロッパ全土の為替取引業者が各都市・各地域の債権債務を集合決済し、代表者に書類と台帳を託し、肩代りされたヨーロッパ全体の債権債務を相殺振返る国際振替決済制度が実施されていた。

為替相場はジェノヴァ、ミラノ、フィレンツェ、ヴェネツィア出身で「当座勘定を有する銀行家」により1週間の為替大市期間中(=8日間)の3日目に決定された。銀行家の参加条件は4000スクディーの供託金であり、為替取引商・両替商の参加資格は2000スクディーであった。このようにジェノヴァ大市は純粋な為替大市であり、貨幣取引・決済業務が参加する商人の唯一の活動業務であった<sup>31)</sup>。

決済の手順は引受が最初に行われる。ジェノ

30) Pohl(hrsg.), a.a.O., S. 104ff. 諸田実『フッガー家の時代』有斐閣 1998年203頁以下参照。

31) Denzel, a.a.O., S. 314ff.

ヴァ商人大市頭領の司会のもと、まず手形引受行為が実施され、決済市参加者のすべての手形の引受提示がなされる。為替相場と利率の決定が引き続いてなされる。これは引受行為の2、3日後まず本来の支払日が決定され、その後各都市、各地域の代表に為替相場を尋ね、それらの平均値が公定為替相場として決定する。ここでは主要貨幣市場の収支がおおむね反映され、預託及び戻し為替の利率が自動的に決定された。

最後に、本来の支払が行われた。債権債務が帳簿上の相殺で決済され、その後、未決済差額の決済を実施したが、それには戻し為替によるか預託による方法があった。戻し為替とは引受拒絶された手形の振出人を名宛人とする為替手形の振出であり、預託とは同じ大市の次回決済日まで未決済債務の支払いを猶予する方法であり、決定された利率によって信用授与するものである<sup>32)</sup>。

ジェノヴァ人を中心とするピアツェンツァ大市ネットワークは現金を全く使用せずに帳簿上の相殺決済と信用取引による決済を行っており、そこで決済された取引額は当時の西ヨーロッパの遠隔地商品取引の60%以上を決済していたと推計されており、この市場は西ヨーロッパ全体の国際収支の実勢を正確に反映した一種の外国為替市場の機能を果たしていたといえよう<sup>33)</sup>。

銀行活動は商業活動の補完ではなく大市商業の推進力であった。1580年から1610年にかけての30年間「ジェノヴァ為替大市」の最盛期であり、30から100の銀行家 (bancieri di conto) の「閉鎖的クラブ」(ブローデル)と

呼ばれるほどの統制の取れた貨幣・金融市場であった。ここでの取引額は各大市平均3千7百万エキューにのぼり、後半の1610年から1620年までの平均取引額は12百万エキューを維持していた<sup>34)</sup>。

#### ・アントウェルペン

アントウェルペンでは商品取引と支払金融取引さらには商品投機と裁定取引や為替投機、信用取引による為替手形の多用がなされ、裏書と割引が一般に行われるようになった。こうしてアントウェルペン商業は取引所商業に発展し、1460年以降イギリス人商館近くに商品取引所が開設した。

1530年には貨幣取引所が商品取引所から分離し建設され、広く営業の自由が認められ、「あらゆる国民出身で様々な言語を使用する商人の使用のために」*In usum negotiatorum cujuscumque nationes ac linguae* という表札が取引所に掲げられた。自由な公債取引も開始され、王権の委託人と商社の代理人が多数駐在するようになった<sup>35)</sup>。

この時期の北西ヨーロッパの金融中心地はアムステルダム、アントウェルペン、ロンドン、パリ/ルーアンそしてハンブルク、ゼーラント地域の中心地ミッテルブルクであった。1585年の政治的変化はアントウェルペンの後退に示されており、アントウェルペン商人の多くは他都市へ移動して行った<sup>36)</sup>。

32) 徳永 前掲書 143頁

33) Denzel, a.a.O., S. 321.

34) Ibid., S. 323.

35) Hausherr, a.a.O., S. 93. 諸田実 前掲書190頁以下参照。

36) Denzel, a.a.O., S. 358ff.

表7 1558年ジェノヴァ大市における為替相場表示方法 Denzel, a.a.O., S. 322f. より転載

Notlerung auf:	Währung von 'Blsenzone'	Für:
ANTWERPEN, KÖLN	1 Scudo di marche	Groot flamisch
GENUA	1 Scudo di marche	Soldi moneta buona
MAILAND	1 Scudo di marche	Soldi imperiale
PALERMO, MESSINA	1 Scudo di marche	Carlini
SEVILLA, MADRID-ALCALA, KASTILISCHE MESSEN	1 Scudo di marche	Maravedis
BARCELONA, VALENCIA, SARAGOSSA	1 Scudo di marche	Sueldos
LISSABOBN	1 Scudo di marche	Rees
BOZEN	1 Scudo di marche	Kreutzer Giro
VENEDIG	100 Scudi di marche	Ducati zu 6 1/5 Lire
FLORENZ, LUCCA	100 Scudi di marche	Scudi d'oro
ROM	100 Scudi di marche	Scudi d'oro di stampe
ANCONA	100 Scudi di marche	Scudi zu 10 Piccoli
NEAPEL	100 Scudi di marche	Ducati zu 13 Carlini
BARI, LECCE	100 Scudi di marche	Ducati zu 5 Tari
BERGAMO, MANTUA	100 Scudi di marche	Scudi
NURNBERG, FRANKFURT	100 Scudi di marche	Reichstaler
LYON	Scudi di marche	100 Ecus d'or au soleil

表8 1558-1606年アントウェルペンの為替相場 Denzel, a.a.O., S. 357 より転載

Notierung auf:	jeweils in <i>Groot flämisch für:</i>
LYON (ab 1575), ROUEN, PARIS	1 Écu d'or au soleil
BISENZONE'	1 Écu d'or au soleil
FLORENZ	1 Scudo d'oro zu 7 1/2 Lire di piccoli
ROM	1 Ducato di camera zu 120 Soldi
MAILAND	1 Scudo zu 115 Soldi imperiale
VENEDIG	1 Ducato zu 124 Soldi di piccoli
SEVILLA, MADRID, BURGOS	1 Ducado zu 375 Maravedis
KASTILISCHE MESSEN	1 Ducado zu 375 Maravedis
LISSABON	1 Crusado zu 400 Rees
GENUA	1 Scudo d'oro
FRANKFURT	1 Wechsel-Gulden zu 65 Kreutzer
LONDON	1 Pfund Sterling oder 1 Nobel (=6 2/3 Shillings)
HAMBURG	1 Reichstater zu 32 Stüver
KOLN, AMSTERDAM	100 Groot flämisch
NURNBERG	1 Gulden zu 65 Kreutzer

(3) 17世紀における支払決済システム

17世紀前半の金融中心地構造は、一見16世紀と相似しているが、図4からわかるように大きく転換している。それは先ず第一は、国際的

支払金融取引における大市の意義が、銀行制度と取引所によって後退したこと、第二はそれに伴い中心地域が地中海からとりわけ北西ヨーロッパに移動したことである。

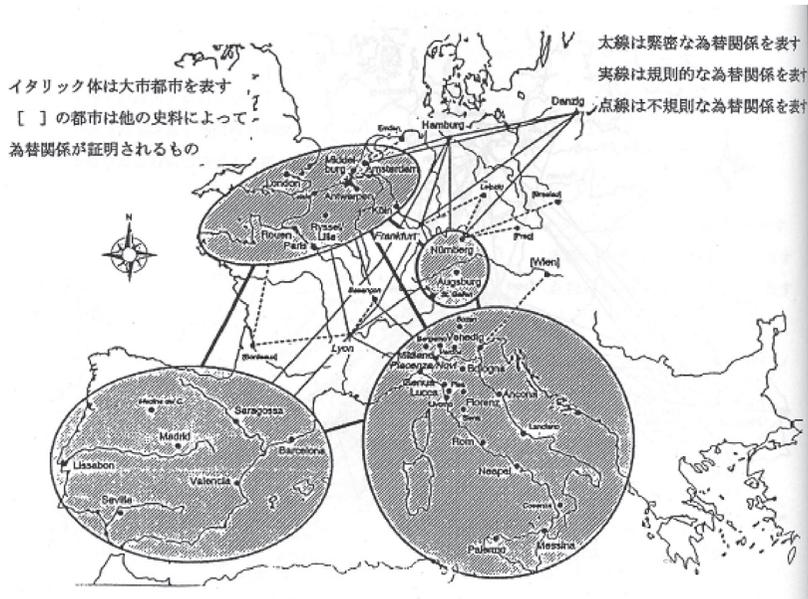


図4 1629年西ヨーロッパ為替取引ネットワーク Denzel, a.a.O., S. 531より転載

表9 1629年アムステルダムにおける為替相場 Denzel, a.a.O., S. 402より転載

Amsterdam gibt:	Für:	In:
82 Groot flämisch	1 Gulden zu 65 Kreuzer	FFANKFURT
68 1/2 Groot flämisch	1 Gulden zu 65 Kreuzer	NURNBERG
122 Groot flämisch	1 Écu zu 60 Sous tournois	PARES, ROUEN
101 Groot flämisch	1 Ducato zu 24 Grossi	VENEDIG
118 Groot flämisch	1 Ducado zu 375 Maravedis	SEVILLA
110 Groot flämisch	1 Crusado zu 400 Rees	LISSABON
64 Groot flämisch oder 32 Stüver	1 Taler zu 32 Schillingen lübisch	HAMBURG
105 Pfund flämisch	100 Pfund flämisch	ANTWERPEN
104 1/4 Pfund flämisch	100 Pfund flämisch	RUSSEL
103 Pfund flämisch	100 Pfund flämisch	KOLN
97 Pfund flämisch	100 Pfund flämisch	MIDDELBURG
99 1/2 Pfund flämisch	100 Pfund flämisch	EMDEN
1 Pfund 15 Schillinge 6 Groot flämisch oder 35 1/2 Schillinge	1 Pfund Sterling	LONDON
1 Pfund flämisch	198 Groschen	DANZIG

・アムステルダム

アムステルダムは公立為替銀行を中心に市中の金融機関をも巻き込んだ一大金融システムを形成し、西ヨーロッパの支払決済センターの地位を獲得した。銀行貨幣グルデンによりほとんどすべての為替手形が決済されたが、この為替は内外の貨幣とも結合し価値尺度を統合する役割を果たした。一方で当時のアムステルダム為替相場においてはプフントないしはグルート・フラミッシュで記録されている。このプフント単位は特に低地地方、ないしは低地諸国の計算システムを採用している地域（ケルン、エムデン）に対する相場表示で100プフント・フラミッシュに対する価格表示として使用されている<sup>37)</sup>。

#### IV ドイツ・フランケン貨幣史における帝国貨幣法の意義

##### (1) ドイツ近世初期貨幣統合における帝国貨幣法の意義

まず、帝国貨幣法発布に至った事情を理解するためにそれ以前の貨幣同盟の時代を考察する<sup>38)</sup>。西ヨーロッパでは貨幣制度の基礎はカール大帝によって据えられた。それまでの金銀複本位制から、銀貨のみを発行する銀本位制に移行し、かつてのデナリウスに当たるフェニヒ貨のみを製造し、より高額のソリドゥスやリブラは単なる計算単位であった。貨幣発行権は皇帝に属し、帝国貨幣製造所で製造され流通した。その後、社会の封建化とともに貨幣高権も

分権化し、各地域の領邦権力や都市が貨幣製造特権を取得し、各地に独自の貨幣が流通するようになり、貨幣が錯綜する状態が生ずるようになった。その上経済の発展とともに、より高額の銀貨やさらには金貨も製造されるようになりより錯綜した状態が現出した。貨幣高権所有者が600を数え貨幣流通を理解することが一般の人々には困難となった。ドイツにおける当時の貨幣流通は高額金貨グルデンと中位銀貨グロッツェン、小額銀貨フェニヒからなっており、様々な品位の貨幣が流通していた。

このような中で、貨幣領主は財政的収入を得るために悪貨を製造したが、その影響は大きく一般民衆に被害が及ぶことになった。偽造貨幣は製造者に収入をもたらしたが、それを知らずに受け取った庶民は購買力の低い貨幣を手にするようになった。そのため、特に都市当局はこのような事態を重く見、できるだけ良貨の流通を実現し都市民の生活の安定を図るために地域の貨幣を統一し、貨幣同盟の結成を目指した。中世後期ドイツでは10ほどの貨幣流通圏が知られていたが、状況に合わせて貨幣同盟が結成された。特に重要なものは、北ドイツのハンザ地域で結成されたヴェント貨幣同盟、ライン貨幣同盟、南西部ドイツのラッペン貨幣同盟、フランケン貨幣同盟、シュワーベン貨幣同盟などがある。これらの貨幣同盟については、すでにわれわれはその内容を詳しく述べた。

それによると、それぞれの貨幣同盟は、高額金貨幣の規制を中心に結成されたが、銀貨に関しても一定の成果をあげ、地域内の安定した貨幣流通の実現に貢献したことが確認されている。特に、フランケンにおいては埋蔵貨幣の分析から非常に明確な貨幣流通の実態が明らかにされ、都市ニュルンベルクを中心とする貨幣同盟参加者の財政の安定と住民生活の維持に貢献

37) Ibid., S. 400.

38) 以下の貨幣同盟に関する説明は、主として、Bernd Sprenger, *Das Geld der Deutschen Geldgeschichte Deutschlands*, Paderborn 1991, S. 85ff. 参照。

したことが実証されている<sup>39)</sup>。

ところが、15世紀末から16世紀初めにかけて西ヨーロッパの社会構造の転換とともに、貨幣流通構造にも大きな変化が生じた。大航海時代の到来とヨーロッパ内部の貴金属生産の発展の中で、大量の銀貨が製造され貨幣同盟圏を超えて流通するようになる。フランケンではまず、北部のザクセンからグロッシェン銀貨が流入し、貨幣流通圏は混乱した。さらにその後、南ドイツからバツェン貨が侵入し、貨幣同盟は崩壊するに至った<sup>40)</sup>。

当初、あくまでも独自の貨幣流通圏の維持と域外貨幣の排除を目指したフランケンの貨幣領主、バンベルク司教やアンスバッハ城塞伯、プファルツ宮中伯、ヴェルツブルク司教は何とか同盟の維持を目指し努力したが、圧倒的な量で侵入してくる域外貨幣の前に別の対策を講じる必要を迫られることになった。西ヨーロッパにおける急速な市場経済化に直面し、より広域的な貨幣統合と流通規制の方法を考案する必要があった。こうして、15世紀の貨幣同盟の時代に続いて、16世紀は帝国貨幣法の時代に移行していくことになる。

当時の帝国・領邦はその収入の80%以上が貨幣化しており、貨幣価値の変動は財政の不安定を招いた。その結果、貨幣価値の維持が緊急課題となった。物価安定・財政収入の確保は貨幣制度統一によってのみ実現されるものであり、こうして皇帝は帝国議会における貨幣法の発布による「帝国共通貨幣」の制定へ向かった。その直接的動機は、フス戦争やとりわけオスマ

ントルコの脅威による軍事的危機に直面し、皇帝のイニシャチヴによる帝国改造計画の実施と、それに伴う帝国防衛負担の明確化・公平を目指すものであった。その結果、帝国内の価値尺度・支払手段の統一の必要が迫られ、1495年ヴォルムス帝国議会において、ライン・グルデンが帝国貨幣に決定された。1500年帝国統治院が設置され、クライス制が導入され、クライス貨幣製造所による貨幣製造の義務付けがなされた<sup>41)</sup>。

1524年エスリング帝国貨幣法が発布されたが、その政策目標は、①基準通貨の導入②複本位制下の金・銀比価の固定③領邦・地域にける貨幣重量単位の統一にあった。まず、帝国貨幣重量単位の統一にケルン・マルク(=233.855g)導入が決定され、さらに7種類の「帝国共通銀貨」帝国グルディナー、半グルディナー銀貨、オース貨(1/4グルディナー)、ゼーエンダー貨(1/10<sup>〃</sup>)等の銀含有量が決定された。帝国グルディナーは品位15ロート(品位15/16)の銀重量マルクから8グルディナー製造され、順次それぞれの「共通銀貨」の銀重量が決定された。次に、帝国グルディナーとライン金貨グルデンの等価が決定され、正式に金・銀複本位制が実施された。新「帝国共通貨幣」と旧貨幣との間の交換比率・「価格表」が作成され、以後、「帝国共通貨幣」のみ製造が許可され、新帝国貨幣の片面に皇帝印璽鷹の紋章が刻印され、他の片面に貨幣領主の紋章と名前が刻印されることになった。この帝国貨幣の導入は、その直後から貨幣領主の利害の対立が表面化し、南ドイツの貨幣領主のみが参加し、北ドイツのザクセン・ターラーに対抗できず失敗した<sup>42)</sup>。

39) 名城邦夫『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』ミネルヴァ書房2000年292-309頁。

40) Hansheiner Eichhorn, Der Strukturwandel im Geldumlauf Frankens zwischen 1437 und 1610, Wiesbaden 1973, S. 43f.

41) Blaich, a.a.aO., S. 57ff.

42) Sprenger, a.a.aO., S. 102f.; Wolfgang Heß,

1551年シュパイヤー帝国貨幣法も金銀グルデン貨の等価政策を堅持し、グルディナー銀貨を基軸通貨とし、72クロイツァー相当と決定し、それとともに7種の「帝国共通貨幣」が制定された。中世末に観念的計算単位「計算貨幣グルデン」が成立しており、超地域的価格表示に使用され、60クロイツァー相当であったため、帝国グルディナーと「計算貨幣グルデン」との差異は12クロイツァーとなり、両者の統一の要求が高まっていたが、実現しなかった<sup>43)</sup>。

1559年アウグスブルク帝国貨幣法は複本位制を放棄し、帝国グルディナーの価値と金貨グルデンの価値を等値せず、「計算貨幣グルデン」問題の決着をはかった。帝国グルディナーの銀含有量のみ決定し、金貨価値を決定せず帝国銀貨の受領義務を削除することになった。金貨による債権債務契約に金貨による返済要求権を承認し、同時に「計算貨幣グルデン」相当の軽量帝国グルディナー（総重量24.62g、純銀22.9g）が制定され、その結果、新帝国グルディナー＝計算貨幣金貨グルデン＝60クロイツァーの等式が成立することになった<sup>44)</sup>。

1566年アウグスブルク帝国議定書では24グロッシェン相当のザクセン・ターラーが帝国貨幣に昇格し、帝国ターラーとして認められるようになり、北ドイツの基準通貨となった。帝国ターラー（純銀25.97g）＝17バツェン＝68クロイツァーと決定され、この帝国ターラーは超地域的商業貨幣として使用され、その後実体貨幣の貶質とともに1600年頃計算貨幣として

機能するようになった<sup>45)</sup>。

この間、貨幣価値の維持のために流通貨幣量の規制が行われ、1532年カール5世が「重罰刑事裁判諸令」偽造貨幣厳罰条項を發布し、1551年シュパイヤー帝国貨幣法は各クライスの貨幣検査委員会による貨幣貴金属含有量検査の実施を決定し、流通貨幣の量的制限計画を実施した<sup>46)</sup>。

以上の帝国貨幣法では近代的補助貨幣原則たる「貨幣価値は金属価値によらず本位貨幣への兌換性による」という原則が未成立であったために、16世紀中の労賃の高騰に伴い補助貨幣たる銀貨製造の収益性が低下し、グロッシェン、フェニヒ貨の急激な価値低下を招くことになり、本位貨幣補助貨幣の価値関係は破綻し、補助貨幣の使用制限等が導入されることとなった。帝国議会は小額貨幣（補助貨幣）を10クロイツァー（約40フェニヒ）以下と定義し、小額貨幣が日常的取引に不可欠であり、貨幣貶質による貨幣の増加は物価上昇の原因となることから、帝国議会において小額貨幣量の制限と同時に帝国貨幣品位にしたがった貨幣の適正量製造を目指すこととなった<sup>47)</sup>。

1524年の貨幣法では10マルク銀ごとに少なくとも良貨帝国貨幣3マルクを製造することを決定し、本位貨幣と補助貨幣の量的関係の維持を図った。さらに1559年帝国貨幣法は小額貨幣は25フローリン（fl.）を超えて使用すべきではないことを決定し、1566年帝国最終決定において、帝国クライスに領邦貨幣の製造量決定権を付与することとなった。

帝国による貨幣価値の安定政策は、貨幣金属

Dietrich Klise, Vom Taler umDollar 1486–1986, Staatliche Münzsammlung München, 1986, S. 11ff.

43) Sprenger, a.a.O., S. 104.

44) Ibid., S. 106.

45) Blaich, a.a.O., S. 25f.

46) Ibid., S. 43ff.

47) Ibid., S. 57f.

価格の抑制にも及ぶこととなった。15世紀末以降のドイツ銀鉱山の産出量の増加と16世紀中葉以降の新大陸・アジアからの銀の大量流入によって、16世紀中葉以降ドイツ国内の銀生産費の上昇と金銀比価における金の上昇を招くこととなった。1559年帝国貨幣法は金銀比価1:11を決定し、金匠に対して貨幣溶解の制限を命じ、貨幣量の維持を図った。1524年の貨幣法は貴金属輸出・輸入の禁止と低品位貨幣の輸入禁止を決定し、1559年の帝国貨幣法では貴金属・銀器・金貨の輸出禁止、1576年の帝国議会の決議では貴金属・金貨・銀貨の輸出禁止違反にたいして厳罰に処すことを決定した<sup>48)</sup>。

1667年帝国議会決議は金匠、ツunft、都市当局に対して帝国貨幣法遵守の誓約を求め、金匠・貨幣製造業者の定員制・居住制限・営業統制をおこなうことを決定し、針金製造業者・レース製造業者による貨幣溶解の禁止、手工業者・商人に対しても溶解炉の所有を禁止し、彼らによる貨幣・貴金属輸出の禁止を決定した<sup>49)</sup>。

このような16世紀中の帝国貨幣政策・貨幣法の意義としては通貨及び計算体系の一定統一の実現と長期的には貨幣価値の安定化を達成したことにあった。このことは、様々な計算方法があるが、いずれの推計も計算貨幣体系のインフレーション率の低さによって証明されている。これらの達成は、16世紀ドイツ貨幣構造の根本的転換によってもたらされたものである。まず、高額銀貨による新たな計算体系が成立したことが挙げられ、さらには帝国貨幣法による貨幣制度統一の一定の実現が前世紀と異なる

点である。

金貨グルデンと等価のターラー貨が製造されることによってグロッシェン通貨は本位通貨としての価値尺度機能を喪失し、新「グルディナー銀貨」は金貨グルデン同様に60クロイツァーの価値を有する計算貨幣となった。計算貨幣体系の貴金属価値は、高額金・銀貨の価値や貨幣相場により表示され、西ヨーロッパ全体の計算貨幣の価値の安定を見るに至ったが、金銀比価の問題や地域貨幣・補助貨幣から生じる問題は未解決のままであった。

16世紀以降、ドイツではマイン川を境界とする南北貨幣流通圏が成立し、北部では高額銀貨ターラー圏、南部では金貨グルデン圏が形成され計算貨幣グルデンが使用されるようになった。1金貨グルデン=20シリング=240フェニヒ=8プフントという等式が成立し、各地域はフェニヒ貨の数値の変動によって貨幣流通圏の計算体系が示された<sup>50)</sup>。

その後1619年～1623年キッパ・ヴィッパ・インフレーション期には銀貨価値の急落とともに、金貨グルデン・銀貨ターラーが急騰し、中位銀貨(グロッシェン・シリング)小額銀貨フェニヒの銀含有量が急落し、一時貨幣の混乱が生じた。そこで、1619年ハンブルク、続いて1621年ニュルンベルクで公立預金為替銀行(Banco Publico)が開設されることとなった。後者では計算貨幣Banco Guldenが導入され、現金を使用しない支払金融取引の新たな安定的基盤が創出されることとなった。

## (2) ドイツ・フランケンにおける近世貨幣流通 ・16世紀初頭における銀貨幣流通の新たな展開と帝国貨幣政策

48) Ibid., S. 61.

49) Ibid., S. 65.

50) Eichhorn, a.a.O., S. 66ff.

この時期、西ヨーロッパ世界の海外への拡大とあいまって市場経済の拡大進化が急速に進展した。その結果、神聖ローマ帝国地域ではそれまでの貨幣同盟による貨幣領主による貨幣流通秩序が解体し、地域貨幣流通圏とりわけ銀貨流通における解体現象が生ずることになった。われわれがこれまで対象としてきたフランケン地域においても貨幣流通圏の解体現象がみられ、銀貨流通における根本的な構造転換を見ることになった。15世紀中に多くの地域で独自の地域的グロッシェン貨が製造されるようになり、グロッシェン貨の流通圏は明らかにそれ以前の時代よりも狭められて行った。ところが、15世紀末になるとほとんど至る所で、再び他に比して非常に強いグロッシェン貨の流通圏が持続的に拡大を見るようになった。この狭い流通圏を超えて流通するようになったグロッシェン貨は商業通貨として機能し、最も重要な銀貨となった。その例としては、トゥルノア、ペギオン、プラハ・グロッシェン、マイセン・グロッシェン等が知られている<sup>51)</sup>。

15世紀の帝国貨幣政策は、金貨幣に関するものが主であり、金貨幣は当時すでに狭隘な地域的な銀貨流通圏を超えて流通するようになっており、アルプス以北の広範な地域で金貨使用習慣の登場以来広く流通するようになっていた。1438年のニュルンベルク帝国議会はその審議において銀貨問題を取り上げなかったが、それは金とは違って銀貨はそれぞれのラント固有の問題であるからであると考えられていたからである。1500年になってようやく銀貨問題がアウグスブルク帝国議会において議論された<sup>52)</sup>。

皇帝は1500年のアウグスブルク帝国議会においてメイン川流域の貨幣製造所シュベール・ハルに対して初めて特別に高額銀貨製造を認め、他の銀貨製造高権を有する帝国身分に対しては禁止する勅令を発し、1509年のフランクフルト帝国議会において以上の内容を含む帝国金貨勅令の実施が決定された。都市ニュルンベルクはこれに対して拒否的態度をとったが、その後その必要性を理解しこの決議を支持する立場を取るようになった<sup>53)</sup>。

1522年にニュルンベルク帝国議会において帝国統治院は貨幣委員会を組織し、統一銀貨製造について諮問した。委員会は金貨グルデンの変更を行わず、良質の銀貨の導入を支持し、シリング、バツェン、アルプ、グロッシェン、フェニヒ、ヘッラーや、近年新たに製造された高額銀貨の信頼しうる一般的な価値基準を提示す必要を確認した<sup>54)</sup>。

1524年エスリングにおいて、皇帝と帝国諸身分の妥協として銀貨に関する最初の帝国貨幣法が成立することとなった。しかしながら、この妥協は財政的利害に固執する貨幣領主によって順守されず、即座に破られた。1524年の貨幣法はあまりその意義は認められていないが、それは銀貨製造の帝国規模での規制の理念が、短期間で帝国法として発布されたという点にあり、それ以前の帝国議会では全く考えられなかったような考え方の変化が実現したものであり、貨幣政策に関係するすべての勢力がドイツ貨幣政策の基本方針に関して帝国規模での規制の理念を承認したことにある<sup>55)</sup>。

こうして、各クライスはそれぞれの領域内

51) Ibid., S. 80.

52) Ibid., S. 81.

53) Ibid., S. 82.

54) Ibid., S. 84.

55) Ibid., S. 86.

の貨幣制度の統一に意識的に尽力するようになった。例えば、フランケン地域においても以下で述べるように様々な形で地域内の流通貨幣をできるだけ一つにするように図り、貨幣の品位の維持に努めた。こうして、帝国貨幣法の制定に向かって各地のクライスや貨幣流通圏を代表する領主たちによって妥協が重ねられ、各クライスやそれを超えた貨幣流通圏に通用する貨幣基準が形成され、それが下からの一般住民も参加する貨幣統合の動きと連動する形である種の事実上の統合貨幣システムが形成されていったと考えられる。このように形成された各地域の貨幣システムを統合するものとして、帝国貨幣法に定められた皇帝貨幣が一つの統一基準として使用された。16世紀中葉には1帝国グルデン=266ペニヒ、1帝国ターラー=90クロイツァーが計算基準となり、各地域の計算貨幣の基準が決定され、さらに流通する実体貨幣はこれら計算貨幣との相場場で決定された<sup>56)</sup>。

・1520年代から1536年にかけてのペニヒ貨幣危機

このように成立した銀貨統一の機運もすぐに破られ、1536年までのフランケンにおけるペニヒ危機が生じた。フランケン内外で貶質したペニヒ貨が大量に製造され流通するようになった。その結果、ペニヒの氾濫に対する苦情が頻繁に出されていた。日常生活では特に、宿屋や肉屋さらには手工業者、そして小商人は手元に蓄積される大量の小額貨幣の重荷に耐えかねていた。ニュルンベルクでは30年代には既に貶質貨幣についてはグルデンに対して6から8ペニヒの打点を行うことが一般的となっていた。フランケン形式のペニヒは同じ計算体系のためにザクセンでも容易に流通し、そこ

でもこのペニヒ貨によって財布ごとあるいは樽ごと高額代金が支払われていた<sup>57)</sup>。

30年代からフランケン地域の貨幣領主もペニヒ貨の製造を開始し、このように大量の貶質ペニヒ貨が流通するようになり、ニュルンベルクではペニヒ貨の受領義務の制限と高額打点の導入によってペニヒ貨の増加を解消する努力がはらわれた。

以上見たように、16世紀の貨幣流通の構造転換とともにフランケンでは大量のペニヒ貨が流通するようになったが、それは1536年以降ペニヒ貨製造の中止の決定によって解消されていった。1542年のフランケン・クライスにおけるトルコ税の決算がこのような措置の成果を示しており、銀貨の中でのペニヒ貨の割合は収入額の32.8%に過ぎなかった<sup>58)</sup>。

・帝国貨幣法の時代（1530年から1570年）と銀貨流通の統一

1495年から1536年の間のフランケン貨幣流通における基本的変化は以下の二点である。中央ヨーロッパの鉱山開発によるグロッシェン貨の大量発行を背景として、下からのつまり貨幣使用者の必要からフランケンへのグロッシェン貨の流入範囲の大幅な拡大がなされることとが第一である。このような社会的に必要とされる銀貨流通の増大を前提として、新たに流通するようになった商業貨幣としてのグロッシェン貨が比較的安定的な価値を維持したという点が第二の変化である<sup>59)</sup>。

このような銀貨流通に基本的変化をもたらした要因として、かつての貨幣同盟の解体とそれに伴う帝国貨幣政策の強化が挙げられる。この

56) Ibid., S. 148ff.

57) Ibid., S. 89ff.

58) Ibid., S. 97f.

59) Ibid., S. 106f.

時期、帝国は銀貨問題に関わるようになった。1524年のエスリング帝国貨幣法は帝国貨幣政策にとっては理念的意義しか持たなかったとしても、16世紀の銀貨流通における統一過程に大きな影響を及ぼすことになった。加えて、銀貨流通における一層の統一に対して、決定的な刺激を与えたものが、ザクセンの新たなグロッシェン貨であるドゥライヤーである。このドゥライヤーこそ同じ価値のレーゲンスブルク・フンフヘラー・フェニヒのフランケンへの侵入を促し、さらに南ドイツにおける活発なターラー貨の製造を導くことになった要因である<sup>60)</sup>。

帝国貨幣の制定にともない、ザクセンはライン・グルデンを252フェニヒと計算し、このことによってこの後の1世紀間にわたって安定した計算体系を維持することができた。この間中位銀貨も製造されるようになり、ザクセンはすでに1530年以前に6から36フェニヒの価値を有す多様なグロッシェン貨のシステムを有していた。小額の名目単位のグロッシェン貨、例えばドゥライヤーはすでに15世紀の末にヴェルテンベルクで製造されていたが、これは日常的な小規模商業の必要に対応したものであった。住民が過剰となったフェニヒ貨をますます忌避するようになって以後、やや高額の貨幣単位が小額貨幣流通の必要を満たすために大量に製造されることが期待された。すでに1540年までのザクセン・ドゥライヤーの大量製造から、この種の貨幣単位への需要が非常に高まっていたことが確認できる。ドゥライヤーはザクセンでは1530年からこの世紀の末まで中断されことなく製造され続けた。1540年から1574年間のフランケン埋蔵貨幣の棒グラフはドゥライヤーの発掘例が相当増加していることを示して

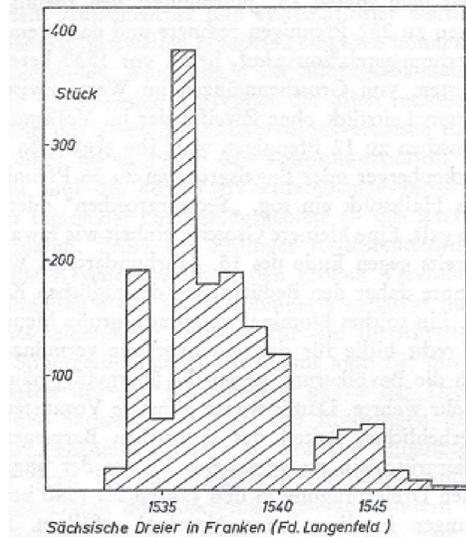


図5 16世紀フランケンにおけるドライヤーの発掘量(縦軸に個数横軸に年を表示)  
Eichhorn, a.a.O., S. 110 Abb. 4より転載

いる<sup>61)</sup>。

この時期のものと思われる発見されたフランケン埋蔵貨幣には、平均して27の貨幣領主による800種類の銀貨が含まれていた。古銭学者にとってもこのような錯綜した状態に見通すことは相当困難であり、長年の研究によってようやく可能となるものである。16世紀の普通の人々にとっては様々な種類の貨幣と計算体系の混乱を見通すことは不可能であった。当局にとっても半世紀にわたって形成されたこのような混乱に何かの見通しをつけることは絶望的であった。唯一の解決策は神聖ローマ帝国内の銀貨製造を強力に統一することしかなかった。さしあたり個々に類似した貨幣単位を一致させることがある種の改善策であった<sup>62)</sup>。

統一の最初は1551年の帝国貨幣法によって開始された。フランケン帝国クライスは上部ザ

60) Ibid., S. 108ff.

61) Ibid., S. 109.

62) Ibid., S. 120.

クセンと同じ領邦貨幣を決定した。グロッシェンは1/21グルデン＝12フェニヒ、1/2グロッシェンは1/42グルデン＝6フェニヒ、ドゥライヤーは1/84グルデン＝3フェニヒ。この間、フランケンの貨幣領主もドゥライヤーを製造し始めるとともに、ドゥライヤーはその地位を一層高めることになった。1552年以来帝国都市ニュルンベルクはドゥライヤーを製造し始めた<sup>63)</sup>。

この間の銀貨統一過程の中でオーストリア、バイエルン、シュワベンそして上部ラインに普及したクロイツァー体系、つまりグロッシェン貨名目単位としてクロイツァー、半バツェン、バツェン、6クロイツァーそして10クロイツァーを有する貨幣体系と、ザクセン・マイセン貨幣体系、つまりドゥライヤー、ゼヒザー、ツヴォルファーそしてエンゲルスグロッシェン貨幣体系がフランケンにおける貨幣流通の覇権を争うことになった。この二つの通貨体系の背後には主要な鉱山地帯であった二つの地域の利害が絡み合っていた。つまり一方のチロルとベーメン（チェコ）、これに対してザクセン地域のエルツ山地域とハルツさん地域である。確かにフランケンのグロッシェン貨流通の70%を占めるザクセン・マイセン体系が支配的であり、1551年の貨幣法によってもこの体系が強く支持されることになった。しかしながらクロイツァー体系もフランケンのグロッシェン貨流通の22%を占めており、フランケンにおいて強固な足場を固めている。この二つの通貨体系の間の闘争は16世紀の最後の三分の一期におけるフランケン貨幣政策を支配したのみならず、この南北の対立はフランケンにおいて旧帝国の終焉まで継続され、1871年の最終的な帝

国貨幣の統一に至るまで国民意識の中に刻印され続けた<sup>64)</sup>。

・フランケン銀貨統一過程におけるターラーの意義

ここで、近世通貨および貨幣史に対して画期を画するものであり、銀貨流通の統一過程の一環を担った銀貨ターラーの意義について考察する<sup>65)</sup>。

フランケンの貨幣流通にとってはこの新銀貨ターラーは最初それほど重要ではなかった。バイエルンの埋蔵貨幣の概観したところでは16世紀の埋蔵貨の中ではごく稀であり、断片的にしか現われてこない。フランケンでは南部や西部の貨幣領主と同様に最初は従来の金貨グルデンに固執し、新銀貨を拒否する態度をとった。16世紀の最初の三分の一期においてフランケンにおける金貨グルデンの製造が顕著に減少するようになって初めて、ターラーがフランケンに登場することになった。ただ、ターラーではなくグロッシェン類似の銀貨が銀貨流通における決定的な変化をもたらすことになり、16世紀の最初の三分の一期においてフランケン地域通貨圏の解体を招いた。16世紀の三十年代になってターラーがフランケン貨幣流通にはっきりと登場してくるとともに、フランケン地域通貨圏はすでに解体したとみなすことができる。ターラーは、遠隔地商業のための商業貨幣として漸次減少するグロッシェン貨に取って代わるようになったので、銀貨流通の統一を一層促進することになった。以後フランケン地域ではその周辺も含めてターラーの使用が広くみられるようになったが、一部で西部や南部との関係を重視する都市はターラーの優先的流通には反対

63) Ibid.

64) Ibid., S. 124.

65) Ibid., S. 126ff.

し続けた。こうして帝国の貨幣流通について北部派と南部西部派の間でどちらを優先的に流通させるか、さらに交換比率をめぐって対立することになった<sup>66)</sup>。

特に、アウグスブルクを中心とする諸都市が強硬に反対の態度をとった。これに対してニュルンベルク市参事会は使節団を送り、これら都市と北部のターラー流通圏との和解案を探る努力を行った。しかしながら、南ドイツの多くの貨幣領主は銀貨ターラーは60クロイツァー以上に上昇することは認めないとの異議を唱えた。ターラーは68から70クロイツァーに値していたので、このことはターラーを禁止したにも等しかった。1539年8月に開かれたアウグスブルク貨幣同盟諸都市の貨幣会議にニュルンベルク市代表団として外交官セバスチャン・ヴェルザーが派遣され、今なお銀貨ターラーの排除を求める南ドイツの貨幣領主との交渉を行った。彼らが60クロイツァーの相場を計画したのに対して、彼は商人としてそして世界商業都市の代表としてこれを拒否した。ヴェルザーは66クロイツァーの相場を要求し、ニュルンベルク市参事会の妥協の限界値として63から64クロイツァーを提示した。アウグスブルク貨幣同盟参加者はターラーを60クロイツァーにすることを決定し、ニュルンベルク市とエッティンゲン市はこれに応じなかった<sup>67)</sup>。

ニュルンベルク通貨委員会は、アウグスブルクの決定を拒否した。というのはこれを認めれば、ニュルンベルクは北ドイツ商業、フランクフルトそしてライプツヒヒを失うことになるからである。そこでのターラーは66, 68, さらに70クロイツァーで取引されていたからで

ある。その上巨額の現金をターラーで所有する市民も多く、決して受け入れられないものであった。なぜならば1ターラーにつき6クロイツァー以上失うことになるからである。1539年11月の第3回のアウグスブルク貨幣会議はすでに現実には維持困難であり、次の時代には守りえない決定に固執した。南ドイツへのターラーの進出をものはや阻止しえなかった。アウグスブルク貨幣同盟は崩壊し、1542年のトルコ税の徴収はドイツにおけるターラーの製造を促進することになった<sup>68)</sup>。

ここで、通貨覇権をめぐる金貨グルデンとターラーの角逐について見てみたい。これまで述べた北と西部および南部の対立は単に商業上の覇権をめぐる戦いを超えて、通貨覇権をめぐる金と銀の戦いでもあった。金貨使用は15世紀の大量製造以降、中下層にまで浸透していったことは、数グルデンの価値の埋蔵貨発見事例が多数存在することからも窺うことができる。このことは単に大市場を獲得するだけではなく、広く一般の人々から新たなターラー貨に対する信任を得る必要があった。この過程は単に数年で果たしうるものではなく、数十年の年月をかけた過程である。北西部の研究はいまだ空白となっており、この地域にターラーがいかにして浸透したかは研究されていない。全体的に見てもターラー貨と金貨グルデンの競合についての研究は今のところ行われていない<sup>69)</sup>。

フランケンでは1536年以降の数年間にターラー貨は金貨を覇権通貨の役割から追い落とすことに成功していた。1532年から1551年にかけて埋蔵貨幣の中でターラーが銀貨中53%を占め、1551年から1566年まででは埋蔵貨幣の

66) Ibid., S. 128f.

67) Ibid., S. 130.

68) Ibid., S. 132f.

69) Ibid., S. 138f.

中でターラーは銀貨中55%を占めていた。これに対してグルデン金貨は1536年から1566年にかけて埋蔵貨幣の9%を占めるに過ぎない。このように14世紀後半には中央ヨーロッパの主要な高額貨幣であった金貨ライン・グルデンは覇権通貨としての役割を失っていった<sup>70)</sup>。

・貨幣混合の障害としての地域通貨フェニヒ体系と計算体系

これまでわれわれはドイツ国内における銀貨流通の漸次の統一過程を概観してきたが、ここでこの統一を妨げるような要因を取り上げたい。

この時代の通貨の計算貨幣システムや計算関係は、ほとんど信じられないような存続期間を示した。例えば、カール大帝が制定したリブラ、ソリデゥス、デナリウスの関係=240:12:1はごく最近まで生きていた。このような計算関係は貨幣関係を超えて国民の意識に刻印されることになった。ポンドやシリングは240あるいは12という抽象的な数字の単位となった。

16世紀初めにはすでにこのような重要な地域的計算関係が存在しており、これらは旧帝国の終末まで住民の意識に生き続けた。その結果、ドイツにおける銀貨流通の完全な統一を妨げる要因となった。12世紀以来始まるドイツ貨幣制度の地域的な分裂は、様々な地域のフェニヒ貨の貶質に伴い、この地域的フェニヒ貨と商業上のフェニヒ貨の間に新たな関係を樹立し、安定した計算関係を発展させることになった<sup>71)</sup>。

フランケンにおいて成立した計算関係はその貨幣史から容易に知ることができる。13世紀中葉以来フェニヒとヘラーの関係は2:1であっ

た。この計算関係の下ではヘラーの大量の流通によって1プフントは240ヘラーないしは120フェニヒとなった。14世紀の90年代の通貨危機による1396年の貨幣改革の結果、第二の重要な関係が成立した:1プフント=30フェニヒである。このような関係はかつてのプフントが13、14世紀には四分の一に価値減価したためである。当時の主要金貨であったライン・グルデンとフランケン地域フェニヒの関係から安定的な特別の計算関係が成立するという事はなかった。15世紀の前半になっても帝国金貨体系に対する多くの領邦君主の反対によって、金貨グルデンが地域的価値尺度となる事はなかった。15世紀の後半になってやっと、フランケンにおいてグルデン計算体系が一般的となった<sup>72)</sup>。

1524年のエスリング帝国貨幣法決定に参加した南ドイツの代表団は地域的なフェニヒ体系に特に強い関心を払った。というのは、当時、すでに表1で示したようなグルデン・フェニヒ体系が知られており、フランケンを境界としてライン・グルデンの評価を二分し、南ドイツのフェニヒがフランケン貨幣流通に決定的な役割を果たしていたからである<sup>73)</sup>。

15世紀には多数のグロッシェン貨が製造され、多くの重要な後々まで維持された計算関係が成立した時代であった。このような共通の貨幣体系がフランケン地域において成立したために、16世紀から17世紀にかけてフェニヒ貨の共通の使用が促進され、当時の埋蔵貨幣は各貨幣領主のフェニヒ貨が混交して発見されるようになっている。とりわけ、ブランデンブルク辺境伯の支配領域では、多くの手形取引都市での

70) Ibid., S. 142.

71) Ibid., S. 148f.

72) Ibid., S. 150f.

73) Ibid. S. 151.

密接な経済関係からほぼ共通の埋蔵貨幣の構成が知られるようになっている。このようにフランケン事例でもわかるように、西ヨーロッパにおける市場経済化の進展を受けて神聖ローマ帝国の各地域でも流通貨幣の統合の努力がはられていったことが知られている。ただし、最後まで中位銀貨での統一は実現せず、なお依然として貨幣の混乱は克服されたとは言い難い状況であったが、いずれにしても16、17世紀前半は帝国貨幣法の時代であり、金貨、銀貨での貨幣統合の動きが見られたことは確かである<sup>74)</sup>。

## V ドイツ・ニュルンベルクにおける近世貨幣金融システムの成立

### (1) 都市ニュルンベルク成立と発展

都市ニュルンベルクは、皇帝ハインリッヒ3世の帝国政策の一環として建設された都市である。1040年頃にハインリッヒ3世は帝国森林バン領域内に城砦Burgを建設し、ペグニッツ川河岸に国王直轄領を建設させ、その周辺に帝国家人を配置し、開墾を始めた。城砦の麓に商人定住地を建設し、これまでバンベルク司教支配都市フルトに与えていた市場開設権をこの定住地に与えた。1050年7月16日付証書に城砦がニュルンベルクという名前“Nörenberc”で始めて引用されている。早くも1065年にはニュルンベルクは大規模な王領地管理の拠点となり、ブルクは皇帝宮殿となった<sup>75)</sup>。

皇帝オットー4世は1209年に始めてニュルンベルクで帝国議会を開催した。1356年には

カール4世によって金印勅書が発布され、ドイツ王が選出された後の最初の帝国議会はニュルンベルクで開催すべきことが決定された。この間、13世紀中には商業活動を行う自治的な市民支配権力として登場しており、1219年には帝国直属の特許を獲得していた<sup>76)</sup>。

ニュルンベルク都市参事会は地理上の発見と1556年と1559年のスペインとフランスの国家破産、さらにはスペインのアントウェルペン征服による商業中心地の衰退と国際資本市場の崩壊によって、新たな国際条件に対応することを迫られた。とりわけ16世紀にはヨーロッパ商業の最も重要な立地が大市から取引所に移り、あらかじめ決められた大市期間以外にも取引の決定が可能となっていた。ニュルンベルク商人団もこの取引形式にならない、商工組合理事会の設立と同時に、1560年に中央市場において取引所を設立するに至った。これを機会にニュルンベルク商人団自体は一層国際的性格を帯びるようになった。ニュルンベルク企業と並んで16世紀中葉以降、フランドルやイタリア出身の商業企業のみならず中央オーストリアや上部オーストリアさらにはフランスの有力商人出身の移入企業が登場するようになった。これら三つのグループは17世紀前半にはニュルンベルク生え抜きの商業企業の売上を大幅に超えるようになっていた<sup>77)</sup>。

ニュルンベルク商人団の国際的行動範囲は取引所の導入以来拡大強化され迅速かつ信頼にたつ情報伝達および郵便手段を必要とするようになった。かくして16世紀後半には理事会の努力によってさまざまな商業中心地を結ぶ使者制

74) Ibid., S. 157ff.

75) Max Spindler(hrsg.), Bayerischer Geschichtsatlas, München 1969, S. 125.

76) Spindler, a. a. O., S. 126.

77) M. Diefenbacher-R. Entres, Stadtlexikon Nürnberg, S. 402; Lexikon des Mittelalters, 6Bd. München u. Zürich 1993, Sp. 1317ff.

度を組織化し、さらに郵政公社の設立（1575年）と運輸監督官の恒常的任命（1627年の運送業者条例）によって商品取引上の安全性が向上することになった。この間、1615年以降皇帝によって設立された駅馬車による帝国郵便制度との競争が始まった。さらに1621年ニュルンベルク為替銀行Banko Publicoの設立によってニュルンベルクは公立為替銀行と民間銀行、両替商と商人のネットワークによる近代的金融システムの成立を見るに至った<sup>78)</sup>。

ここで、都市の市政を担った参事会の成立状況を概観する。13世紀の中葉に二つの議員団体が登場している。第一は13名の陪審員である。彼らは国王都市市長官の裁判活動を支援した。第二は13名からなる参事会であり、この会は都市を代表し統治権限を有していた。都市市長官に対抗し自立性を強めた参事会団は、すぐに陪審員団を凌駕するようになり、1300年頃両団体は一つの都市参事会に統合され、かつての二つの部会は意味を失って行った。13世紀末以来、都市共同体における官僚制の拡大が始り、代議制に基づく市政の展開によって1332年に市庁舎の建設が決定された。手工業団体は14世紀中葉において都市統治の参加を要求し、それを実現した。その結果、8名の都市貴族に由来するかつての参事会団と8名の手工業者からなる16名の参事会が結成されたが、1370年には42名の参事会に拡大された。しかしながら、26名の都市貴族からなるかつての参事会団のみが規則作成に参加し、この26名の団体からのみ4週間毎に2人の市長を選出し、彼らが参事会を召集し、都市を外部に対して代表した。14世紀中に制度化された都市官職はすべてこの26名の有力者からなるかつての都市貴族集

団から任命されたが、それらの一部は民生局関係（教会管理人と領邦管理人、施療院管理人や建築監督官）や市政監督官職であり、そのうち特に市場監視や手工業監視を行う市場監督官職が重要である<sup>79)</sup>。

商工組合理事会は取引所の役員を構成し、市場大ホールにおいて商人仲裁裁判所として活動した。取引所商業及び流通の一層の発展と重要性の増大を考慮し、商品仲介人制度の創設（すべての取引事項を税関に申告する義務があった）、手形仲介人制度を開始（すべての手形取引の記帳義務）した<sup>80)</sup>。

次に、商業活動とそれに伴うと商人団体の成立を見てみたい。帝国都市ニュルンベルクはその経済的意義とその富を卸売商業及び遠隔地商業そして多様な手工業生産（特に、金属製造業と繊維産業）とその有利な地理的位置に負っていたが、商業の発展は特に13、及び14世紀に授与された72都市と諸邦における関税特権によって明らかにすることができる。14、15世紀においてニュルンベルクが特権を得た商業地域は上部ラインと低地ライン、フランドル、南フランス、北イタリア、オーストリア、ベーメン、ハンガリー、ポーランド地域に位置していた。15世紀にはイタリア向け商業（とりわけヴェネツィア）と北東部地域向け商業が強化されたが、16世紀以降はスペインとポルトガルそして彼らによって開設された海外植民地域が包含されていた<sup>81)</sup>。

貨幣両替特権はドイツにおいては古くから貨幣高権の付属物であった。しかしながら、ニュ

78) Stadtlexikon Nürnberg, S. 403f

79) Lexikon des Mittelalters, Sp. 1118.

80) Stadtlexikon Nürnberg, S. 401.

81) Gerhard Pfeiffer (Hrsg.), Nürnberg — Geschichte einer europäischen Stadt, München 1970, S. 295f.

ルンベルクでは14世紀中葉頃都市自身がニュルンベルク貨幣製造所の所有権を得てからは、この特権の維持に固執せず、両替商の制限や経営への規制をそれほど強く行わなかった。しかしながら、貨幣混乱の時期には市参事会はしばしば何らかの両替独占権を行使し、両替商への規制を強めた。例えば1378年、1434年には参事会は4人の両替商を任命した。これに対して1449年には両替商は2人しか任命していない。その後もこの公立両替商の建物が言及されており、この建物はマルクトに面し、噴水の近くに位置していた<sup>82)</sup>。

多分貨幣監査権Münzschauは貨幣両替特権Münzwechselから区別すべきである。1358-1390年にすべての支払決済は貨幣監督官の面前でなされなければならないとの規定が定められたが、彼ら監督官の主要活動舞台は市庁舎であった。彼らの活動は拡大し、貨幣監督局に引き継がれ、1478年の市参事会活動報告に言及されている。この貨幣監督局は最初は単なる貨幣試験官庁に過ぎなかったが、その後両替商と同様に半公的な預金および振替銀行に発展したが、しかし未だその実態は分かっておらず、十分解明されていない<sup>83)</sup>。

1560年2月9日市場取引に参加している60名の商人が市参事会に対して「取引所における取引は時計に則って1年を通じて朝11時から夕方5時までとすること」という陳情を行った。これは外国人商人を含めてできるだけ集中して取引を安全確実に実施するために必要な措置であり、ここに初めてニュルンベルク卸売商人が

職能団体として登場することになった。これがニュルンベルク商人組合理事会の証書の始まりであり、その名前は今日まで伝えられており、その制度組織は根本的な変化は見られなかった。

参事会は商人の請願を受け入れたが、彼らが直接両替業務を行うことは認めなかった。これによっていまだ決済銀行的なものは成立していなかったと考えられる<sup>84)</sup>。

取引所設立と同時に取引所規則が制定され、取引所支配人Marktbläuterと取引所長官Marktvorsteherが任命された。支配人は取引参加者を代表し、彼らの要望を代弁する立場にあった。取引所長官は取引を監督し、徴収される罰金の半分を得、残りの半分は支配人が得た。取引所長官は漸次行政官であると同時に裁判官の性格も有するようになった。彼は郵便制度や運輸制度をも監督するようになり、1621年にニュルンベルク公立為替銀行が設立されるとその監督も行うようになった。このニュルンベルク取引所長官はドイツにおける最初の商業に関する民事裁判官であった<sup>85)</sup>。

かつての取引所の建物はハンガリー人商館にあったがその後所有者が代わり、取引所長官はその所管する建物をあちこち移動させ、最終的に1706年に独自の建物を建設することになった<sup>86)</sup>。その後、ニュルンベルク商工組合理事会は1842年9月19日の国王特許状によって設立されたニュルンベルク地域商業会議所に引き継がれ、今日まで継承されてきた組織である<sup>87)</sup>。

82) Richard Ehrenberg, Die alte Nürnberger Börse, in: Mitteilung des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg, Bd. 8 1889, S. 72f.

83) Ibid., S. 78.

84) Ibid., S. 79ff.

85) Ibid., S. 81ff.

86) Ibid., S. 86.

87) Pius Dirr, Der Handelsvorstand Nuernberg 1560-1910, Nuernberg 1910; Gerhart Pfeiffer,

これら商工組合理事会関係の史料はニュルンベルク市立古文書館ニュルンベルク商工組合理事会史料目録第1巻に以下のように収録されている。

- 1) 商工組合理事会自身の文書構成
- 2) 商工組合理事会に直接関係すると見られる構成部分：
  - a) Bancoamt
  - b) Banco Publico
- 3) 理事会と無関係の構成部分：
  - a) 帝国都市関税局及び度量衡局
  - b) 帝国都市上級及び控訴審裁判所
  - c) 大参事会関係文書
- 4) 補遺：年代記，年報，各部局文書，制度史，芸術史そして教会史関係文書等

これらは市場監督官がこの間の時代の経過とともに集成し，その文書館に保管してきたものである<sup>88)</sup>。

## (2) ニュルンベルク為替銀行の設立

16世紀中葉頃のニュルンベルクの大金融資本の行動半径はいかに広範囲であったかは

---

400 Jahre Handelsvorstand Nuernberg, in: Mitteilungen der Industrie-und Handelskammer Nuernberg, Sondernummer April 1960; Werner Schultheiss, Die Entstehung des Handelsvorstandes Nuernberg 1560, in: Stimme Frankens, Heft 3/4. 1960.

88) ニュルンベルク市立古文書館ニュルンベルク商工組合理事会史料目録第1巻1頁以下参照。そこには，商工組合理事会関係の文書目録が収録され，さらにそれらのより詳細な目録が別冊の巻に収録されている。序文には目録が作成された1966年当時の館長ゲオルク・レーラインの署名があり，商工組合の設立の経緯や会館の建設事情が詳細に述べられており，さらに史料の由来と保存状況が述べられている。

1558年のメンデル商会の帳簿の紹介読本によって知ることができる。ブローデルはこのような史料によって1枚の地図を作成したが，これは単に商業の取引範囲のみならず基本的な手形及び支払決済取引システムの範囲を示している。それにはメディナ・デル・カンポ，リヨン，アントウェルペンないしはヴェネツィアも含まれていた<sup>89)</sup>。

1610年から1629年までの時期のヴェネツィアとアムステルダムの史料からニュルンベルクがアントウェルペンを凌駕し，当時両都市に最も重要な取引先であったことを示している。17世紀初めの国際金融資本の代表する人物たちによるニュルンベルクを中心とする巨大なネットワークの構築は，ニュルンベルクの意義がこれまで一般に過小評価されてきたことを示している。ニュルンベルクは17世紀初めのドイツにおいてハンブルク以外で，預金および為替機関として機能し，さらにヨーロッパドイツ金融資本の稠密なネットワークの重要な結節点として機能した銀行機関，バンコ・プブリコが設立された唯一の都市であった。ニュルンベルク市立銀行の口座数や取引額はハンブルク市立銀行のそれを凌駕しており，これまで言われてきたように前者は後者にかなり劣るという見方は近年修正されつつある<sup>90)</sup>。

取引額から見ても，ニュルンベルクがハンブルクよりかなり多額であることが知られる。さらに，ペータースの推計による人口・商人人口・商人比率もニュルンベルクが商人人口665人で比率1.33%，ハンブルクの商人人口540人で比率1.35%，アムステルダムは1344人で比率1.12%となっており，ニュルンベルクの商人

---

89) Rolf Walter, a.a.O., S. 52.

90) Ibid., S. 53ff.

表 10 銀行決済取引額（ターラー建）

	1621-24 年平均額	1619 年
ニュルンベルク銀行	8.95.11.80	
ハンブルク		6.53.70.14

Peters, Der Handel Nürnbergs am Anfang des Dreißigjährigen Kriegs, S. 64 より転載。

表 11 三都市の人口・商人人口・商人比率（ペータースの推計から筆者作成）

	ニュルンベルク	ハンブルク	アムステルダム
人口	50000 人	40000 人	120000 人
商人人口	665 人	540 人	1344 人
商人比率	1.33%	1.35%	1.12%

Peters, a.a.O., S. 61f.

数はハンブルクより多いことがわかる。

このような人口・商人数を前提とする大規模な金融ネットワークとそこから結論される銀行所在地としてのニュルンベルクの中心地機能が、最近初めて包括的にランバート・ペータースの研究によって明らかにされた。ニュルンベルク商人はフランクフルト大市において特権を有していたので、外国商人、特にイタリア商人はニュルンベルクの市民権を得ることによって、ここでの活発な金融取引を可能にしていった<sup>91)</sup>。

ペータースも述べているようにニュルンベルクにおける外国的要素は当時のケルンなどの都市とは対照的に際立っていた。イタリア人が16世紀後半や17世紀初めのニュルンベルク銀行業において指導的地位を得ることも可能であった。例えば、オクタビオ商社やアントニオ・ルムゴ商社はそのような地位を得ていたことは史料からも実証されている。このような有力商

人には富裕なバーソロモイス・ヴィアティスも含まれるが、彼は亡くなった1624年には120万グルデンと評価される資産を遺産として残した。彼らは1640年代のヴェネツィアにあったドイツ人商館フォンダコ・ディ・テデッシの一覧表に借家人として登場している。このような商人階層にはベネディクト・サヴィオリも知られとり、彼はペーター・パウル・ハッセンバートと会社を共同経営していた。その他、カルロ・デ・アッコナーテ・ディ・カピタニ、カルロ・アルベルティネリはすでに三十年戦争以前からニュルンベルク商業、金融業そして銀行業において重要な役割を演じ、彼らはすべてバンコ・プブリコに当座勘定口座を有し、それによって巨額の取引を行っていた<sup>92)</sup>。

彼ら以外に巨額の資本を扱った商人銀行家には特にバンベルク出身のゲオルク・アイアーマンがいる。彼は聖界や俗界の諸侯に相当規模の資本や流動性を融資したが、その中にはバンベルク司教やザクセン選定公もいた。アーヘン・アントウェルペン地方出身のアブラハム・デ・ブラー、アレキサンダー・ベックそしてハイ

91) Lambert Peters, Der Handel Nürnbergs am Anfang des Dreißigjährigen Kriegs. Strukturkomponenten, Unternehmen und Unternehmer. Eine quantitative Analyse, Stuttgart 1994, S. 52ff.

92) Rolf Walter, a.a.O., S. 56.

リッヒおよびハンス・ミュレックなどがニュルンベルクに居住した近世初期資本主義の有力な担い手であった。最後に挙げた人物は非鉄金属や貴金属業で知られていた。

他方で、従来から活躍してきたかつての都市貴族家系も決して退場してしまっただけではなかった。例えば、ヴィルヘルム、アンドレアス・イムホフそしてその親族によって経営されていた会社は最も重要な意義を有しており、トゥーチャーの会社と同様最も重要な役割を演じていた。ニュルンベルク地方出身のクリストフ、トビアスとエリアス・ロートは際立った意義を有し、ニュルンベルク市立為替銀行の設立に重要な役割を果たした。最も重要な当座勘定所有者の中にはラザルス・ヘンケル、ヨアヒム・クレーヴァインさらにフルレーラー家、ニコラウス・ヘルフリッヒと彼の親族、トーマス・オデスカルコ、ヒエロニムス・マルスターラー、アーノルト・デ・ブルク、ディートリッヒとユストゥス・オユルルがいる<sup>93)</sup>。

このような突出した経済活動を背景として、都市ニュルンベルクは1621年にアムステルダム為替銀行(1609年設立)およびハンブルク銀行(1619年設立)にならってニュルンベルク為替銀行Banco Publicoを設立した。これらの新たに設立された金融機関の共通の目的はキッパーおよびヴィッパー期の貨幣および通貨制度の状況を安定化させ支払決済における安全性を確保することにあった。取引は良貨によって行われなければならない、銀行貨幣という手段によって為替預金銀行がこのことを保証した<sup>94)</sup>。

93) Ibid., S. 56f.

94) Lambert Peters, Einführung in die Erfassung, Aufbereitung und Analyse von Quellen zur internationalen Handels- und Bankgeschichte.

ニュルンベルク市参事会はニュルンベルクに居住するすべての商人と協議しその同意の下で以後銀行強制を命じた。ニュルンベルク商人のすべての支払いは、商業上ないし信用取引である限り、取引額が200グルデン以上の場合には良貨で流通する貨幣種類で銀行を通じて決済されなければならない、と規定された。

すべての営業活動はまず銀行の「営業活動台帳」に年次ごとに記載され、その後口座所有者の「残高台帳」に記載された。後者は銀行に関係するすべての商人に関して時系列に則ってグルデン、シリングそしてペニヒという3つの貨幣単位で(1:20:12)すべての債権は借方に債務は貸方に関する取引相手と共に記載されている<sup>95)</sup>。ニュルンベルク為替銀行は、ハンブルクそしてアムステルダム銀行と同様に銀行内の口座から口座への直接振替が認められており、支払手段ないし信用手段としての手形によって決済がなされていたことを示している。

厳格な銀行統制の必要は、すべての営業日(土曜を除く)で2時間(9-11時)という営業時間や業務スペースの狭さから、商人が彼らの売上高や資産さらには顧客や仕入先の秘密が守られない恐れがあるところから特に必要と認められた。

銀行は公的な機関として都市参事会が預金を保証し、基本的な監視機能を引き受けることになった。都市当局に対する商人団の不信から、銀行によるニュルンベルク市に対する融資を禁止していた。また銀行は預金に対して利子を払

Banco Publico 1621/22-1647/48-Hamburger Bank 1619-Amsterdamaer Bank 1625, in: Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg, 91. Band Nürnberg 2004, S. 51.

95) Ibid., S. 54f.

わず、口座維持費用として手数料を徴収した。今日の意味の銀行における利子を伴う預金は存在していなかった。

銀行口座が多くはニュルンベルク在住の商人で占められているが、口座数からしてこれら商人の多くは外国商人の代理人であると考えられる。この点はペータースの台帳の分析からも証明されている。特定の口座が示しているように、イタリア商人の間で目立って相互振替取引が行われている。このような事実は他の若干の事例と同様に、各企業の実際の売上額に関して銀行口座の台帳が十分反映していることを示している<sup>96)</sup>。

史料からイタリア企業は最も売上高の大きな企業であると評価される。同じ取引相手との間で1日に何回も振替を行っている企業もまれではないが、これは銀行規制を回避する目的で行われたとも考えられる<sup>97)</sup>。

これらの公立為替銀行の最も重要な特徴は、抽象的な計算貨幣・銀行貨幣を導入し、それによってすべての高額取引の決済を強制した点にある。ニュルンベルクでは200グルデン以上のすべての商取引、すべての為替による支払そして利潤目当てのすべての預金は銀行を通じて決済を行わなければならないであった。計算単位は1グルデンが20グロッシェンないしは240ペニヒであった。帝国ターラーは3 1/4グルデンに換算され、1623年9月22日の切り下げ以降は1 1/2グルデンに換算された。

ニュルンベルクに先行するハンブルク銀行は1619年3月2日に開設された。この銀行は参事会のイニシャチヴの下、在地の商人のみならずそこに居住していたイングランドとネーデル

ランド商人団の決定的影響によって設立されたものである。価値の安定した計算単位としてマルク・バンコが導入され、他のすべての貨幣はこの単位で評価されることになった。マルク・バンコは完全な重量を有する帝国ターラーの1/3と計算され、その結果1帝国ターラーは1 1/2グルデンと評価された。銀行による決済を義務付けられる取引の下限は400マルク・バンコであり、したがってニュルンベルクと同様に200グルデンであった(400マルク・バンコ〔:3〕=133帝国ターラー〔×1 1/2〕=200Gulden)<sup>98)</sup>。

ニュルンベルクでの実際の為替相場の規則的記録は、1583年以来商人たちの要求によって存在するようになった。とりわけ、商品取引の中心地、ライプツィヒ、ハンブルク、アムステルダムそしてヴェネツィアが記録されており、17世紀への変わり目にはハンブルク、アムステルダム、アントウェルペン、フランクフルト・アム・マインそしてヴェネツィアが記録されている。

ニュルンベルク為替相場表示三方式

- ① 外国通貨100単位に対する60クロイツァーに値するグルデンでの建値
- ② クロイツァーでの建値
- ③ 65クロイツァーに値するグルデン(=為替グルデン)での建値事実上のターラーフランクフルトでは史料で‘ターラー’ (“Daelder”)として表示される計算貨幣

これら三つの方式で為替相場が表示され、それらはバンコ・グルデンに換算して各帳簿に記載された<sup>99)</sup>。

ニュルンベルク公設銀行新聞(1621-1624年)

96) Ibid., S. 56f.

97) Ibid., S. 58.

98) Ibid., S. 155ff.

99) Denzel, a.a.O., S. 466ff.

の記録によるとアムステルダム、ヴェネツィア、ハンブルク、アントウェルペン、フランクフルト、リヨン、リュウベックとの間に為替関係があり、ニュルンベルク宛為替はアムステルダムだけで全体の32.57%におぼり、最初の三ヶ所の為替相手先合計は総為替取引額の83.32%にも達した。また、ニュルンベルク振出手形（Banco貨幣決済手形）では、ヴェネツィア、ハンブルク、アムステルダム宛90.15%であり、これら二つの北西ヨーロッパの中心地アムステルダムとハンブルクと南ヨーロッパ中心地ヴェネツィアを中心とした銀行間決済が行われていたことが明らかとなる。以上の点は、ペーターズによる銀行帳簿の分析によって実証されている<sup>100)</sup>。

## V アムステルダム貨幣市場とアムステルダム銀行の意義

### (1) アムステルダム銀行の設立

アムステルダム銀行はイタリア、地中海地域の振替預金銀行の伝統を継承しつつ設立されたが、他方で都市アムステルダムはその為替記録によって北西ヨーロッパの中心的位置の獲得のみならず、イタリアやイベリア半島さらには南ドイツとの取引関係も広く展開し、17世紀に入って市場経済の重心が地中海地域から北西ヨーロッパに移行しつつある中で、ジェノヴァ人の金融支配を引き継ぐ地位を徐々に固めつつあった<sup>101)</sup>。

さらにちょうどこの時期は北西ヨーロッパで新たな金融システム、裏書と割引によるより広

範な階層が参加する市場決済方法が浸透しつつあり、特にこれまでの有力商人を中心とするごく少数の人々の為替契約による信用体系から為替契約を離れて、中層の商人も参加する形での為替引受信用による信用の社会化の近代的展開に到達した点が重要である。従来北イタリアから発する為替契約による信用からより広い階層の市場参加者にも信用形成に参加する機会が与えられ、広範な信用の連鎖によって市場機構が支えられた西ヨーロッパ大の市場決済機構が、アムステルダム銀行を頂点とする銀行システムとして形成された。われわれはこのようにアムステルダム銀行は振替預金銀行の伝統と勃興しつつある北西ヨーロッパ市場の新たな金融システムの発展という二つの要素を銀行システムとして結合したことがその最も重要な意義であると考え<sup>102)</sup>。

貨幣金融史の大家であるファン・デュー・ローフォーやマルクス、そして彼らの学説を独自の視点からより純化した形で展開したわが国戦後史学は、第一の中世以来の預金振替銀行の伝統を中心にアムステルダム銀行の歴史的な性格規定を行い、その前近代性が強調された<sup>103)</sup>。それに対してイギリス金融史の楊枝嗣郎氏やドイツ人金融史家デンツェルやヘニングそしてドイツ銀行史家であるヘルマン・ハウスヘルなどは、後者特に裏書・割引制度による引受信用の展開とヨーロッパ大の取引を銀行システムによる決済機構に統合した点を評価し、その近代性をよ

102) Ibid., S. 404.

103) 大塚久雄「信用関係の展開」『大塚久雄著作集』第五巻 岩波書店 1969年372頁；石坂昭雄「十七、十八世紀におけるアムステルダム中継市場の金融構造—その系譜と継承—」『オランダ型貿易国家の構造』未来社 1971年130-140頁参照。

100) Ibid., S. 468f.; Lambert Peters, Der Handel Nürnbergs am Anfang des Dreißigjährigen Kriegs, S. 49ff.

101) Denzel, a.a.O., S. 478f.

り強調している<sup>104)</sup>。

1609年に設立されたアムステルダム為替銀行 (Amusteldamse Wisselbank) は都市当局が貨幣流通を混乱に陥れると疑った金融業者の代替制度として設立されたものである。これらカッシーアー Kassierer と呼ばれる金融業者は17世紀初めにアムステルダムで国内商人のみならず外国商人が多数活動するようになり急速にその重要性を増して行った。彼らは顧客の債権を回収し、支払決済を仲介した。彼らは帳簿上の振替を行ったり、当座勘定信用を授与したり、貨幣売買、両替を行い債務証券や手形を発行した<sup>105)</sup>。

17世紀初めのアムステルダム貨幣市場は文字通りの混乱が支配しており、貨幣製造所や貨幣親方が乱立し、貨幣長官の厳しい規制にもかかわらず詐欺や欺瞞が横行し激しい競争がなされていた。その結果、良貨は退蔵されるか、輸出用に使用されるか単純に溶解されて、悪貨に再製造されることになった。こうしてこれらカッシーアーは良貨を選択するのに最も有利な立場にあり、それを集積し独占していった。

アムステルダム遠隔地商業の特殊な構造から、バルト海地方、レヴァントそして極東からの輸入は良貨、つまり商業プエニヒ negotienpennigen で支払われねばならなかった。そのような貨幣には①レーヴェンターラー Löwentaler, ②パタゴン Patagon, ③ドゥカトン Dukaton などがあった。このような高品位の貨幣に対する需要が急騰し、そのためカッシー

アーは商人に対して手形割引を行う際に良貨か高額銀貨による支払を要求し、益々貨幣相場の高騰を招くことになった<sup>106)</sup>。

アムステルダムにおいて、オランダ独立戦争中にアントウェルペンの成果を引き継ぎ、国際金融市場が形成され、手形裏書譲渡=引受信用制度が確立された。16世紀半ばにはアントウェルペンにおいて裏書譲渡手形割引による商品取引が一般化し、1540年、徴利が公認され、利子と手数料を徴集する貸付において年利12%を上限に合法化された。このような慣行がアムステルダム貨幣市場においても継承され、信用取引による決済が発展し、商業手形の裏書譲渡が一般化していった。銀行設立とともにアムステルダムにおける手形割引は有価証券 (アムステルダム銀行預金預かり証・倉庫証券・東インド債・市債等) により決済され、一種の信用貨幣による信用創造が行われるようになり、ある意味で近代的金融システムの形成と呼ぶべき段階に達したといえよう<sup>107)</sup>。

当時諸外国が貴金属輸出を禁止する中で、ヨーロッパ内の最大の貴金属預託地としてアムステルダム為替銀行が位置し、為替相場の実勢に合わせて自由に貴金属を引き出すことができ、膨大な資本が集積する中で利子率の顕著な低下を見ることとなった。

他方で、手形発行が為替取引から分離し、手形発行人の信用による振出から、手形引受人の信用による振出に変化していった。具体的にはオランダ商人が自己の代理人に商業信用状を持参させ、商品購入時にアムステルダム自己宛為替手形で支払を約定し、このアムステルダム宛手形をアムステルダム輸出商の代理人が買取る

104) Denzel, a.a.O., S. 492; Friedrich Wilhelm Henning, Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands Bd. 1 S. 888f.; Hans Hausscherr, Wirtschaftsgeschichte der Neuzeit, Würzburg 1960, S. 188.

105) Pohl, a.a.O., S. 128.

106) Denzel, a.a.O., S. 407f.

107) Pohl, a.a.O., S. 128f.

ことによって貨幣なき即時払いとして機能することになった。引受信用はおおむね委託荷販売に立脚し、アムステルダム商人の約束手形は流通性証券、すなわち「通貨」として市場で機能することになった。為替銀行設立に伴い、アムステルダム為替業者の性格に変化が生じ、単なる為替業者から引受業務を専門とする巨大マーチャント・バンカーに転化していった<sup>108)</sup>。

アムステルダム為替銀行は第一に貨幣政策遂行手段として導入され、貿易用貨幣に関する貨幣相場の安定に成功した。アムステルダムで支払われる600グルデン以上の手形は為替銀行の銀行貨幣グルデンで決済されなければならなかった<sup>109)</sup>。

オランダの覇権の確立とともにグルデン・バンコ Gulden Banco は「為替貨幣」として国際的に重要な計算貨幣に昇格することとなった。この貨幣は、これに基づいてアムステルダム為替銀行とすべての商人が、彼等の業務の計算を行う貨幣単位(20Stuiversに値する価値)であり、当時流通していた高額貨幣、帝国ターラー・レーヴェンターラー・パタゴン・デッカトンの銀含有量の組合せによって決定されたが、この銀行貨幣グルデン・バンコの基盤は帝国ターラーであり、1 Reichstaler = 2 1/2 グルデン・バンコの関係に基づいていた<sup>110)</sup>。

為替取扱業者としてアムステルダム為替銀行は第一に完全な価値を有する高額貨幣帝国ターラーを当座預金に受け入れたが、その際預金者

に対して銀行の帳簿に預金額が法定相場で銀行貨幣グルデンで貸方記入された。こうして銀行帳簿のグルデンの金額が一定の銀価値を維持するように図られた。預金者は現金として帝国ターラーを引き出すか、あるいは銀行グルデンで他の口座に振り替えることによって銀行貨幣グルデンを自由に使用することができた。

こうして流通貨幣と銀行貨幣の二重構造が成立することになった。例えばパタゴンは日常の流通(流通貨幣)において特定の瞬間には50「シュテュヴァ」の相場で流通する一方で、同じ通貨が銀行の帳簿上の商業ペニヒとしては48「シュテュヴァ」の相場で記載された。このような二重貨幣システムは旧体制の終了まで継続した。このような事情は日常の貨幣流通に良い影響をもたらし、銀行貨幣グルデンと実体貨幣グルデンの関係は原理的には固定され、それぞれの貨幣の需給関係の変化のみが流通貨幣に対する銀行貨幣の打歩の相場変動を引起すことになった<sup>111)</sup>。

為替銀行の口座所有者数の増加は必然的に振替取引を増大させた。設立直後にすでに銀行の当座勘定口座所有者数は730人であったが、それが60年代には約2000人に達した。1700年には銀行の口座所有者は2700人を数え、20年後には2900人という最高水準に達した。振替は国境を超えて即座に行われ、多くの外国企業は漸次為替銀行に口座を設定し、多くの国際取引は当為替銀行の為替手形で決済されるようになった。債権債務の清算は多角的基盤において行われ、その結果銀行は国際的決済機関の地位を得ることになった。その際、常に高価値の貨幣と両替され得る銀行貨幣グルデンは基軸的貨

108) 徳永正二郎『為替と信用』新評論 1976年 160頁以下。

109) Peters, Einführung in die Erfassung, Aufbereitung und Analyse von Quellen zur internationalen Handels- und Bankgeschichte, S. 157.

110) Denzel, a.a.O., S. 407f.

111) Pohl, a.a.O., S. 131f.

幣の機能を果たすことになった<sup>112)</sup>。

以上のようにアムステルダム振替預金銀行の意義は膨大な商業・金融取引の全ヨーロッパ規模での運用と決済を集中させ多角的支払・決済システムとして統合したことにあり、アムステルダム銀行宛為替手形により決済が完成し、支払差額の無現金決済が達成され、貨幣流通速度は顕著に加速し、全ヨーロッパ大の国際収支が合理的で柔軟な均衡を達成することになった。

アムステルダム為替銀行の近代的性格を徳永氏は以下のように総括的に述べている。

16世紀までの前近代的国際決済制度ではマーチャント・バンカーが国際為替取引の支配により預金振替業務を独占的に支配していた。彼らは、イタリア商人中心のヨーロッパ決済システムを形成し、リヨン（フィレンツェ商人中心）・ピアツェンツァ（ジェノヴァ商人中心）・フランクフルト・ニュルンベルク等の決済大市を展開していた。

ここでの前近代的国際決済制度は、国際金融中心地（為替市場）にヨーロッパ各地の取引で発生した個別債権債務を各地のマーチャント・バンカーが肩代わりし集中して振替相殺し、未決済差額は戻し為替や預託によって相互間で貸付を行い、現金を使用しない決済システムとして実施されていた。

そこから17世紀初め、近代的国際決済システム・近代的信用制度がアムステルダムで成立することになった。その特徴は、①手形裏書譲渡制（商業貨幣の創出・流通）貨幣貸付の最小限化による低利構造の形成、②手形裏書譲渡制によるアムステルダム銀行への貨幣の集中（十分な支払準備と自由兌換の保障による諸地域の預金と債権の集中）による通貨価値及び為替相

場の安定、③アムステルダム商人の引受信用のもとづくアムステルダム宛商業手形による決済、そして外国（現地）振出・アムステルダム宛手形の即時現地買取とアムステルダム市場での再割引（貨幣を排除したアムステルダム信用制度に立脚した貿易取引）という大きく三つの特徴を有していた、というのが徳永氏の見解である。

アムステルダム銀行の安定した実体ある通貨の供給が保証されることによって、ヨーロッパ各地の預金準備がアムステルダムに集中し、十分な預金準備の保有が実現されることとなった。最盛期には約3000の口座が開設され、預金に対する支払準備率は常に90%以上であり、アムステルダム銀行はアムステルダム信用機構を支える支柱であった。このアムステルダム為替銀行を中核とし、市中のマーチャント・バンカーによる手形引受と為替業務におけるアムステルダム為替銀行の預金預かり証や倉庫証券や市債等の信用貨幣による手形割引による信用授与によって、ヨーロッパ支払決済システムが成り立っていたと考えられる。このような体制を徳永氏は近代的金融システムと呼び、これが最終的には銀行券による貸付＝預金準備を集中する近代的銀行業の生成を基盤にイングランド銀行を中心とする近代的銀行システムの成立へと発展していったとみなしている<sup>113)</sup>。

以上の近代的金融システムの成立にとって特に重要であったのは、手形の裏書・割引譲渡制と引受信用の確立による信用の社会化の進展であり、最終的には広く広範な階層が参加する国民的信用制度の確立である。そこで最後に、この点について検討したい。

112) Ibid., S. 132.

113) 徳永 前掲書6頁以下。

## (2) 近代的金融信用制度の成立とアムステルダム

楊枝氏は近代的銀行信用・銀行券生成の意味を信用制度の自然発生的基礎である商業信用の存在形態にまで遡って考察している。それによると18世紀以前において商業資本によって覇権の銀行を頂点とする信用システムによって信用貨幣の形で購買力を追加的先行的に創出し、将来の社会的資本形成を媒介することを実現した。このような銀行システムと金融業者のネットワークによって債務を購買力に転換し、社会的信用創造のシステムを組織していった点が17世紀アムステルダム銀行を頂点とするオランダ金融システムの歴史的意義であると言える<sup>114)</sup>。

楊枝氏によると外国為替相場の生成は対象地域・国民経済の価格標準をプリミティブに示すものとみなされ、その上で中・近世為替相場は常に外国為替取引がユーザンス払による時間の介在の故に信用取引を内包することになったために複雑な貨幣制度（三貨制度・複本位制・実体貨幣と計算貨幣の分離）による外国為替業務を生み出したとみなされる。個別資本の対外債権債務が諸銀行（都市・地域商人団）の地域経済対外債権債務へさらに覇権銀行のネットワークによる国民的対外債権債務へと上向していく過程が支払決済システムの展開に反映され、その中に西ヨーロッパの市場統合が体现されたと考えられている<sup>115)</sup>。

1601年イギリス人重商主義者トーマス・マン発行のピサとフィレンツェ間で裏書された手形が伝えられている。手形裏書はアントウェル

ペン取引所の裏書の慣習から全北西ヨーロッパへ普及したと考えられている。アムステルダムに1609年に開設された振替銀行や1619年開設のハンブルク銀行そして1621年開設のニュルンベルク振替銀行等において裏書された手形が受入れられるようになった<sup>116)</sup>。

近世貨幣市場の構造は中世と変わらず外国為替市場との一体性は維持された。その一方で、近世貨幣市場の二大革新、つまり手形の裏書譲渡の前提である債権譲渡原理の発展と徴利禁止から徴利の公認・高利制限への転換が達成された。債権譲渡による手形所有者の遡及権の承認と手形支払指図の取消し不能原則こそ手形裏書流通の不可欠の前提であり、為替契約と手形との厳密な分離が達成される必要があった。

16世紀中葉低地地方において遡及権を認める債権譲渡原理が確立され、債務証書は債権譲渡原理により流通した。このような慣習は裁判上も認められるようになり、その後16世紀後半北西ヨーロッパ（低地諸国、ハンザ都市、イングランド）における為替手形使用が一般化すると共に債権譲渡慣行の為替手形への適用がなされ、為替手形の裏書譲渡慣行が促進された。1608年の慣習法として裏書譲渡の承認を経てドゥ・ローファーによると1610年から40年の間に裏書譲渡が西ヨーロッパで広く一般化していった。アムステルダムでは口座振替や相殺、帳簿貨幣の使用や為替手形の発行は広く見られたが、手形割引業務はアムステルダム銀行では禁止された。それを補う形で17世紀20年代市中の銀行業者は商人の出納係として預金・振替・貨幣取扱業務を遂行し、手形割引・当座貸越・現金での信用供与を行った。

イタリア為替契約においては振替銀行におけ

114) 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会 1982年24頁以下参照。

115) 同上書 85頁以下参照。

116) Denzel, a.a.O., S. 106f.

る預金口座振替は最終的決済機能を有したが、低地地方の新興商人にとっては債務者に対する遡及の権利を債権者に与えない預金銀行内勘定振替に対して、支払いの完全な履行の点で大きな危惧を感じていた。そこで16世紀転換期頃にブリュージュから国際商業中枢のアントワープへの移動とともに債務証書に関わる二つの譲渡形式が生み出された。その一つは債務証書の一般的流通、これは売買によって債権債務の連鎖を形成しない取引方法であり、国債や約束手形（銀行券）に適用された。第二は債権譲渡形式に基づく取引方法である。これは売買において債権債務の連鎖が形成され、売却者に対して手形決済が完了するまで支払義務が遡及する形式のものである。この債権譲渡形式の取引方法の導入によって始めて裏書による手形の流通が可能となった。

16世紀までの為替手形の支払根拠は隔地での手形振出人（taker＝貨幣の取り手）と貨幣の貸し手（deliverer）による為替契約金融が原則であった。名宛人＝引受人（手形金額支払人）と手形金額受取人はそれぞれ代理人であり、手形名宛人の裁判上引受問題は全く生じなかった。ところが、17世紀転換期に大きな変革が生じるようになった。引受人の即時支払義務の成立という革新的変化が生じ、為替手形は為替契約取引＝為替金融との関係を切断されこれと共に近代的手形法原理が成立し、手形引受けに支払義務が成立と共に手形は無因証券化することになった<sup>117)</sup>。

このような発展は16世紀後半西ヨーロッパ商人の貿易活動の広がりが、空間的人的構成に変化を生じさせ、外国為替手形の性格変化をもたらしたと考えられている。貿易取引の広域化・

多様化が為替手形の広範な流通をもたらし、遠隔地在住者による為替契約確認が困難となり、その結果引受人に支払義務を課すことにより手形振出や手形割引慣行の円滑な遂行を可能とした。こうしてより広い信用基盤の成立を可能とする支払決済の連鎖が成立することになった<sup>118)</sup>。

以上都市、地域内部の日常的な取引（実体貨幣）から、為替手形による一定の信用秩序のもと親族や親密な取引関係にあった商人間の空間的広がりを伴う債権の社会化（計算貨幣の使用）へそしてさらにより広範な商人層の参加による引受信用を伴う銀行システムによる西ヨーロッパ大の債権の社会化（銀行貨幣の使用）が実現されたと考えられる。このような債権の社会化はさらに先のドイツにおける貨幣統合の事例でみたように国内における一定の貨幣統合の実現と計算貨幣による価格標準の統合の実現を前提としていた。こうして国民の広い範囲が参加する金融システムが形成されることによる、本来的な意味での国民的信用制度の形成を見ることになったといえよう。

## V おわりに

以上、北イタリアから発した支払決済システム網は17世紀初にアムステルダムにおいて統合され、西ヨーロッパ支払決済システムとして機能するようになった。アムステルダム銀行は為替銀行としては15、16世紀のイタリア公立

118) 同上書 148頁, Jürgen Schneider, Oskar Schwarzer, International Rates of Exchange, in: Wolfram Fischer, R. Marvin McInnis, Jürgen Schneider, Structures and Trends of Payments Mechanism in Europe, 17th to 19th Century, Wiesbaden 1986, pp.151-154.

117) 楊枝 前掲書 146頁以下参照。

預金振替銀行の伝統に立脚し、決済機関としてはすべての支払を唯一の銀行に集中することによるカスティリア大市の多角的決済システムを完成させたものであり、完全な価値を有し、安定した計算貨幣システムとしてはジュネーヴ、リヨンそしてピアツェンツァの15、16世紀の支払決済大市を継承したものである。このようにアムステルダム銀行は13世紀以来の西ヨーロッパ貨幣金融上の成果をシステムとして統合したものである。

さらにとりわけ債権譲渡原理に基づく裏書・割引による手形の流通性の獲得が加わり、より広範な階層が参加する信用取引が実現し、銀行を頂点とする金融システムは銀行貨幣バンコ・グルデンによる市場・貨幣統合を実現し、計算貨幣による都市・地域の債権の社会化による市場価格の形成を西ヨーロッパ大に拡大して達成することになった。

この計算貨幣は最初在地商人の経験によって決定されたが、その後都市や領邦も参加するようになり、この単位が地域価格標準として機能するようになる。こうして各地域の価格標準となり領主や商人のみならず一般住民の租税負担や賃金さらには生活水準まで規定するようになるとともに、一般民衆も参加する貨幣統合の必要が認識されるようになった。16世紀の市場経済化の進展は、帝国貨幣法や住民自身による貨幣の統合現象を生み出し、これらを総合するものとして各地域にグルデン—プェニヒ関係で表示する計算貨幣体系が成立したと考えられている。各地域の価格はこの計算貨幣体系を前提として評価され、帝国貨幣や流通貨幣もこの計算貨幣で評価されることになった。

このようにして形成された各国各地域の貨幣システムの計算体系を前提として、それらを商人の必要の範囲で関係づけ、必要な価値尺度の

統合を図り、さらには貨幣金融システムの統合に向かった。それが17世紀前半のオランダ・アムステルダム為替銀行を中心とする近代的な信用システムの構築によって達成されていたと考えられる。特に、オランダ・アムステルダム為替銀行は当時の国際経済秩序の中で彼らの経済や貨幣流通の前提としての神聖ローマ帝国との関係、とりわけ北ドイツ地域との関係を基盤として、彼らの世界経済システムの価値尺度としての銀行貨幣システムを構築することになった。

最終的には、アムステルダム為替銀行のバンコ・グルデンを頂点として、ハンブルクのバンコ・マルクさらにはニュルンベルクのバンコ・グルデンさらには各地の主要都市の銀行との銀行貨幣による階層的取引システムとそれを支える広範な商人のネットワークによって、ヨーロッパの大部分の広域的商品・資本取引が現金を使用しない信用取引によって銀行間決済されることになった。

ここで特に強調すべきは、手形割引においてアムステルダム為替銀行の預金預かり証や倉庫証券さらには市債等の信用貨幣の使用と信用授与、それに伴う信用創造機能の発揮がみられたことである。こうして、17世紀前半において、アムステルダム為替銀行を中核とするマーチャント・バンカーや為替取引業者をも包含する一つの体制としての近代的金融システムの成立を見ることになったと考えられる。その最終的到着点は、北西ヨーロッパの支払金融システムにおけるイングランド銀行を中核とする銀行券発行による信用供与をともなう近代的銀行制度の確立であった。

主要参考文献

- Walter Bauernfeind, Materielle Grundstrukturen im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit Preisentwicklung und Agrarkonjunktur am Nürnberger Getreidemarkt von 1339 bis 1670, Nürnberg 1993.
- Fernand Braudel, Frank Spooner, Price in Europe from 1450 to 1750. in: The Cambridge Economic History of Europe. Bd. 4. Cambridge 1967.
- Markus Bittmann, Kreditwirtschaft und Finanzierungsmethoden Studien zu den wirtschaftlichen Verhältnissen des Adels im wesentlichen Bodenseeraum 1300–1500, Stuttgart 1991.
- Fritz Blaich, Die Wirtschaftspolitik des Reichstags im Heiligen Römischen Reich, Stuttgart 1970.
- Markus A. Denzel, Kurialer Zahlungsverkehr im 13. und 14. Jahrhundert, Stuttgart 1991.
- ders, “La Practica della Cambiatura” Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert, Stuttgart 1994.
- Hansheiner Eichhorn, Der Strukturwandel im Geldumlauf Frankens zwischen 1437 und 1610, Wiesbaden 1973.
- Friedrich-Wilhelm Henning, Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschlands, München 1991.
- ders, Zahlungsausancen und Nichtmetalgeld im ausgehenden Mittelalter. Beitrag zur Entwicklung von Buch- und Papiergeld, in: Hermann Kellenbenz (hrsg.), a.a.U.S.39–60.
- Hermann Kellenbenz(hrsg.), Weltwirtschaftliche und währungspolitische Probleme seit dem Ausgang des Mittelalter, Stuttgart 1981.
- Rainer Metz, Geld, Währung und Preisentwicklung, Frankfurt am Main 1990.
- Michael North, Das Geld und seine Geschichte Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, München 1994.
- ders(hrsg.), Geldumlauf, Währungssysteme und Zahlungsverkehr in Nordwesteuropa 1300–1800 Beiträge zur Geldgeschichte der späten Hansezeit, Köln 1989.
- ders(hrsg.), Kredit im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Europa, Köln 1991.
- Lambert Peters, Der Handel Nürnbergs am Anfang des Dreißigjährigen Kriegs. Strukturkomponenten, Unternehmen und Unternehmer. Eine quantitative Analyse. Stuttgart 1994,
- ders, Einführung in die Erfassung, Aufbereitung und Analyse von Quellen zur internationalen Handles- und Bankgeschichte. Banco Publico 1621/22–1647/48 Hamburger Bank 1619–Amsterdamaer Bank 1625, in: Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg, 91. Band Nürnberg 2004.
- ders, Strategische Allianze, Wirtschaftsstandort und Standortwettbewerb Nürnberg 1500–1625, Frankfurt am Main 2005.
- Angela Redish, Bimetallism: Economic and Historical Analysis, Cambridge 2000.
- Eckert Schremmer (hrsg.), Geld, Währung vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart, Stuttgart 1993.
- ders, Wirtschaftliche und soziale Integration in historischer Sicht, Stuttgart 1996.
- ders, Wirtschafts- und Sozialgeschichte Gegenstand und Methode, Stuttgart 1998.
- Bernd Sprenger, Das Geld der Deutschen Geldgeschichte Deutschlands von den Anfängen bis zur Gegenwart, München 1995.
- 石坂昭雄・壽永欣三郎・諸田實・山下幸夫著『商業史』有斐閣 1980年
- 泉谷勝美『複式簿記生成史論』森山書店 1980年
- 大黒俊二『嘘と貪欲 西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会 2006年
- 嘉治佐保子『国際通貨の経済学 ユーロ・アジア・日本』日本経済新聞社 2004年
- 黒田明伸『貨幣システムの世界史』岩波書店 2003年
- 同 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会 1994年
- 齊藤寛海『中世後期イタリア商業と都市』知泉書館

中世後期・近世初期西ヨーロッパ・ドイツにおける支払決済システムの成立

- 2002年  
柴田三千雄他編『移動と交流』シリーズ世界史への問  
3 岩波書店 1990年  
竹内晴夫『信用と貨幣 貨幣存立の根拠を問う』御茶  
の水書房 1997年  
竹岡敬温『近代フランス物価史序説』創文者 1974  
年  
徳永正二郎『為替と信用』新評論 1976年  
名城邦夫『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』ミ  
ネルヴァ書房 2000年  
同 「中世後期・近世初期西ヨーロッパにおける  
支払決済システムの成立—計算貨幣による市場  
統一」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』  
Vol.43 No.1 2006年  
平子友長『社会主義と現代世界』青木書店 1991年  
深沢克己『国際商業』ミネルヴァ書房 2002年  
フェルナン・ブローデル著浜名優美訳『地中海』第4  
巻 藤原書店 1999年
- ベンジャミン・コーヘン著宮崎真紀訳『通貨の地理学』  
シュプリンガー・フェアラーク 2000年  
諸田實『フッガー家の遺産』有斐閣 1986年  
同 『フッガー家の時代』有斐閣 1998年  
楊枝嗣郎『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会  
1982年  
同 『近代初期イギリス金融革命』ミネルヴァ書  
房 2004年  
同 「1696年の銀貨大改铸と抽象的計算貨幣とし  
てのポンド—イギリス初期銀行業の貨幣平制度  
的背景（2, 上・下）」『滋賀大学経済論集』29巻3・  
4合併号1996年, 30巻1・2合併号 1997年  
レイモン・ドゥ・ルーファー著楊枝嗣郎訳「為替手形  
発達史—十四～十八世紀—」『滋賀大学経済論集』  
19巻1号 1986年  
歴史学研究会『ネットワークのなかの地中海』青木書  
店 1999年